

午前 10 時 3 分 開議

議長（巴里栄一君） 皆さんおはようございます。台風一過、余り大きくは被害がなかったようでございますけれども、ところどころによって被害がまだ調査中だという報告もあります。ひとつその点、市民の皆さんに非常に御心配かけたかなと思います。

ただいまから平成 10 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 15 番 上野健二君、16 番 重里 勉君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、1 番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1 番（井原正太郎君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成 10 年第 3 回定例会本会議で一般質問をさせていただきます。

ただいま議長からも話がありましたが、一昨日の台風 7 号は記録的な暴風雨で、大きな被害が発生いたしました。この台風で亡くなられた方々、また被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますものであります。私の家も、また朝来たら他の議員さんのおうちも非常に大きな被害があったみたいで、朝から僕も屋根に上りながら、えらいことになったなと思いながら、これはうちだけと違うというふうなことで、非常に大きな被害でありました。改めてお見舞い申し上げますのでございます。

さて、御存じのとおり、私たちを取り巻く環境は、殊のほか厳しい状況が相変わらず続いております。まず、景気にあっては、世界の経済はアメリカが支えてきたと言われながら、ついにアメリカにおいてその陰りが見え、過日大幅な株安でもってその不安はきわみに達しております。恐慌の心配さえ漂っている昨今であります。

また、歴史的にも大きな影響を受けてまいりました隣国韓半島、とりわけ朝鮮民主主義人民共和国により発射されたミサイルの軌跡は、日本海を

越え、我が国上空を越え、三陸沖をはるかに越えて着弾したという私どもにとって恐るべき事態が発生いたしました。これは政府、自衛隊の発表であります。この朝鮮民主主義人民共和国は、人工衛星の打ち上げであったと発表しております。このことは、大変注目をしていた大韓民国、そしてアメリカもミサイルという判断をしておりますが、私ども日本国民にとって新ためてその脅威を確認したものであります。今国会で審議されようとしております日米の防衛協力の指針、つまりガイドラインについても具体的な審議が求められるであろうし、また日米安保、憲法第9条のあり方まで問い直さなければならない大事件であると考えざるを得ないわけであり、

しかし、時を同じくして、防衛施設庁においてあってはならない汚職事件が発生し、またしても官僚トップの不祥事が表面化いたしました。一国の防衛どころか、私腹を肥やし、利権のみを追い回す防衛庁幹部の姿には、憤りを越えたものが込み上げてまいります。去年は福祉を食い物にした不祥事がありましたが、このような形で一国の防衛のトップがこのような事件を起こしたことは、まことに残念でなりません。

また、この夏、泉州山脈の向こう和歌山市においては、信じられないような毒物カレー事件が発生いたしました。楽しいはずの夏祭り、そして友好の行事が地獄絵図と化したわけであり、かけがえのない4人の方が亡くなり、多くの方がその後遺症で悩んでおります。今もって犯人は捕まっております。それどころか、この事件をきっかけに全国至るところで毒物混入事件が発生し、マスコミで報道されない日はありません。何という恐ろしく、そして無責任で倫理観の欠けた社会かと考えさせられずにはおられません。

近年、神戸の大震災で私どもが瀕死の被害を受け、生命のとうとさを改めて学びました。そして、オウム真理教の事件、坂本弁護士殺害事件、そして猛毒のサリンによる事件等々、あってはならない大事件を経験した私どもは、今また愚かな道を歩んでいる姿に、実にやるせない気持ちを禁じざるを得ません。私は改めて教育に病み、安全保障に亀裂が走り、社会生活と生命の尊厳に懐疑の病みに迷った我が国日本の姿があるように思えてなりません。

そういった中、過日行われました参議院選挙、その後に小淵内閣が発足いたしました。しかし、長銀の問題に代表されますように、混沌として抜

き差しならない日本経済の再生を目指しスタートしたわけではありますが、極めて困難なかじ取りを余儀なくされておるのが我が国の置かれた現状であります。

大変前置きが長くなりましたが、私は通告に従って大綱4点にわたって質問をしてみたいと思います。

1つは、泉南市の行政改革であります。

市長は、厳しい財政状況下にあつて懸命な再建に努められていると思いますが、現在の市財政の状況をどのように分析され、どのようにされようとしているのか。私はこの議会ごとに職員と議員との定数見直し削減を口にしてまいりましたが、いかがなものか。具体的には、清掃業務の一部民営化、保育所の委託民営化による経費節減、市営住宅の払い下げによる新規住宅の建築等について、その方向性を示していただきたいと思います。

大綱2点目は、環境問題についてであります。

このことは、ひとつ道を間違えると取り返しのつかないことになりかねません。猛毒のダイオキシンについては、その撲滅を目指し先駆的な式をとるべきであります。この問題は周知のとおり、ごみ問題と切っても切り離せないということは常識となっておりますが、これをどうしようとしているのかを改めて示していただきたいわけであります。

3点目は、災害対策についてであります。

先ほども述べましたように一昨日の台風7号、そして過日の大雨は、関西、東日本に甚大な災害を及ぼしました。現地の被災者の皆さんにはこの席をもって改めてお見舞いを申し上げますが、このことは私ども泉南市においても、もちろんよそごととしてはならないことでもあります。常に予知、予防をしなければならない時代であるというふうに思うわけであります。このような災害を通じ、その教訓としなければいけないことは何であり、不慮の災害に対するレベルの高いフォローアップが必要と考えますが、その方向性を聞かしていただきたいと思います。

最後に、市民サービスについてであります。

貧しい泉南市であっても、市長の配慮あるいは市民の細やかなニーズ等について対応されることで、その不満、不信、この熱を少しでもいやすことができると思いますが、そういった意味で、さきの本会議でも発表されました、今回の予算でも上がっておりますけども、駐車場の改善の進捗、

そして環境ISO認証取得の進捗、さらに保育所行政についても、市民サービスの観点から示していただきたいと思うわけであります。

以上、るる質問いたしました、理事者の答弁をよろしく願いいたします。また、時間の許す範囲で自席より再質問をさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

議長（巴里英一君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、細かいのはまた担当の方から答弁いたさせるといたしまして、行財政改革の現状の認識ということにつきまして私の方から御答弁を申し上げます。

本市の財政状況は、関西国際空港の開港により税収が大幅に伸びたものの、バブル経済崩壊後の長引く不況、また都市基盤整備などのまちづくりのための先行投資に伴う人件費、公債費を中心とした義務的経費の増嵩によりまして財政の硬直化が進み、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、平成6年度以降100%を超えるという非常に厳しい局面を迎えているのが現状でございます。

このような中で、社会情勢の変化や市民の多様なニーズに対応し得る地方分権の時代にふさわしい効率的な行政システムを構築し、市民サービスの向上を図っていくためには、行財政全般にわたる総点検を行い、健全な財政基盤の確立を図っていく必要が急務であると認識しておりまして、さきに策定をいたしました行財政改革大綱並びに同実施計画に基づきまして、現在行財政改革に取り組んでいるところでございます。これまでのところ一定の成果は出ておりますが、しかしながら経常収支比率や税の徴収率などについてはまだまだ目標値と乖離をしているため、今後も引き続き行財政改革を推進いたしまして、これら数値の改善に努めてまいりたいと考えております。

それから、御指摘のありました保育所、幼稚園等の民営化といいますが、そういうことに対する問題でございますけれども、これについては、まず保育所等の定数管理、これに現在取り組んでおります。それから、もう一つは保育所、幼稚園も含めてでございますが、将来のあり方、これは一つは現状のままでいいのかどうか、あるいは統廃合が必要かどうかということを検討いたしております。

それから、住宅につきましては、建てかえという方向で考えております。その他いわゆる市の普通財産の処分については、当然考えているところでございます。

それから、清掃関係につきましては、現在直営方式でやっております、市民の信頼も大きいというふうに考えておりますので、当面直営方式を考えていきたいと思っております。ただ、新たないろんな今後起こってくるようなものについては、直営あるいは委託、両面から検討をすることが必要だというふうに考えております。

それから、南部下水道組合で現在実施に向けて行っておりますISO14001でございますけれども、6月議会以降のその後の経過を若干申し上げたいと思っております。

7月1日に環境推進委員会、環境管理委員会並びにEMS推進グループ——EMSというのは、エンバイロメンタル・マネジャー・システムという環境マネジメントシステムでございますが、これの推進グループを7月1日に発足をいたしております。それから、廊下にも張っておりますけれども、環境方針、これも決定をして、南部組合内あるいはこの本庁舎、それから大阪府土木部、それから環境農林水産部にも張っております。それから、7月31日には環境管理マニュアルを制定いたしております。それとあわせまして、PRということもありますが、「月刊下水道」という月刊雑誌がございますけれども、そこにぜひ南部のこの新しい取り組みを紹介したいということで投稿してほしいという要請がございまして、臨時増刊号におきまして、トピックスの中で「人と地球に優しい処理場を目指して、みずからのエコアクション、南部処理場からの1つの挑戦」ということで、こういう雑誌でございますが、投稿をいたしております。

それから、8月、9月、10月と3カ月間試行期間に既に入っております。そして、きょう9月24日に第1回目の予備審査の日になっております。10月の中旬にもう一度予備審査を受けまして、11月に事前審査を受ける予定をいたしております。そして、本審査につきましては12月受審という予定で進んでおまして、当初より約1カ月半ぐらい前倒しで進んでいるというところでございます。

今後ともいろんな面でのPR、またケーブルテレビのコミュニティーチャンネル、あるいはマスメディア等を通じまして、最大限にこの取り組み

をPRしていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、下水道分野では一番先に取り組んでおって、最先頭を走っているという状況でございます。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 井原議員の行政改革の中で、職員の減につきまして御答弁をさせていただきます。

先ほど市長の方から定数管理について取り組んでおるというふうに答弁をいたしておりますけれども、職員定数の適正化につきましては、行財政改革の中でも一定の削減目標のもとに年次計画的に既に実施いたしております、平成9年度につきましては8名、平成10年度は6名の削減を図っておりますし、さらに11年度に4名を削減する予定でございます。

今後も引き続きまして、機構改革を初め事務事業の見直しや適正な職員配置を図りながら、市民サービスの点に留意しつつ、定数の抑制等に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、防災対策の関係でございますけれども、本市におきましても「安心して住めるゆとりとやすらぎのあるまち」の基本理念に従いまして、平成4年度においては、これまでの地域防災計画をより現実的かつ具体的なものにするために、市内の地形、地質や災害誘因、地域の危険性の総合的把握等の調査を行いましていわゆる防災アセスメントを作成し、さらに平成5年度においては防災アセスメントをもとに、市内各地区ごとに避難所や避難路の安全性や地区別の防災評価等、本市の具体的な防災環境を地区ごとに整理した防災カルテの作成を行っております。

これらの防災アセスメント、防災カルテをもとに、平成6年度から7年度で地域防災計画の見直しに着手いたしましたけれども、途中阪神・淡路大震災の発生に伴いまして、その震災の状況や経験を踏まえ、また各種関係法令の改正が順次行われる中で、全国的に防災計画の見直しが急務となりまして、各法令の動向をも見ながら地域防災計画の見直し作業を進めてまいりまして、本年10月に予定いたしております防災会議で決定する運びとなっております。決定後につきましては、本計画がいざというときに万全の効果を発揮できるように機会あるたびに周知徹底をするとともに、市民の皆様方にも広報、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、本市での予知関係の対応でございますけれども、毎年防災対策本部の設置訓練等を行っておりますし、昨年はりんくうタウンで大阪府と共同で防災訓練も実施をいたしておりますし、水関係の対策といたしましては、事業部、下水道部で初期対応としての水防対応のマニュアル等をつくって対応しているというのが実情でございます。

それと、防災関係の備品等についても、一定の備蓄を行った中で対応しているところでございますので、今後とも防災対策の対応につきましては、順次充実をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の御質問のうち、環境問題について御答弁申し上げます。

まず、ごみ問題でございますが、平成9年4月から実施しておりますペットボトルの分別を初めとしまして、市民の方々の御協力によりまして、大阪府下でも細分化は進んでいるのではなからうかと感じておるところでございます。しかし、それに反しまして、多種多様の缶、瓶、ペットボトルなどの容器包装の普及はとめどなく増加傾向にあり、家庭から出るごみの容積の約6割を占めているとも言われておるところでございます。

このような状況の中、ダイオキシンの主な発生源と言われておりますプラスチック容器も含め、平成12年度から分別収集を計画しており、現在、本市、阪南市、組合の三者で協議を行っておるところでございます。

また、ダイオキシン対策につきましては、今後できる限りごみの減量とリサイクルを進め、焼却量の削減によりダイオキシンの削減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、焼却工場におきましては、現在焼却炉の燃焼温度を950度から1000度の間で運転しており、今後とも燃焼温度の管理を徹底していく旨、報告を受けてございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から市民サービスのうち、庁舎の駐車場の進展につきまして御報告させていただきます。

御案内のとおり本庁舎前の駐車場は、一部駐車区画の狭小及び通路等が狭く、駐車するのに不便を来している状況でございます。また、自転車等で来庁される方につきましても、駐輪場等がないため不便を来してございます。

したがいまして、今現在、駐車場につきましては計画及び実施に向けての作業を終え、今議会に予算の上程をお願いしているところでございまして、内容でございますが、庁舎側でございます植え込み部分を撤去し、区画及び通路の拡幅を行いまして、オーバーレイ舗装、区画線の新設、車どめコンクリート設置の整備を行い、駐車場の安全性及び環境改善を図ってまいりたいと思っております。

また、この整備工事で、屋根つきの駐輪場の新設も行いまして、自転車約10台の予定でございますが、来庁される方の不便さの解消も図る予定でございます。

なお、工事につきましては、予算可決後、工事発注等の準備を進めまして、平成10年度内のできるだけ早い時期に完成できるように努力したいと考えております。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 私の方から、井原議員御質問の市民サービスについての保育行政の改善ということについて御答弁申し上げます。

この保育行政の改善につきましては、行財政問題の中で井原議員御質問の保育所の民間委託とか、そういう形で御質問がございました。その中で我々としましては、現在この定員の見直しとかそういった形で、今現在のこの改善については考えているところでございます。

それと、また近年、少子高齢社会という表現が一般的になっておりまして、高齢者施策とともに少子化に対応する施策が大きな課題となっており、子供と子育て家庭に対する支援のあり方を検討し、子供たち自身が健やかに成長していける社会、また親が安心して子供を生み育てることのできる社会形成を目指すべく、50年ぶりに児童福祉法が改正されたところでございます。それに伴いまして、従来市長の措置により保育所に入所する仕組みを保護者が希望する保育所を選択するという制度に改められましたが、保育の義務や財政負担等につきましては、何ら変更するものではなく、保



育行政の第一義的な実施責任は市にあると、このようになっております。

最近、特に0歳児から2歳児の乳幼児等につきまして希望者が多く、それに対応すべく入所枠を拡大しております。そのような状況の中で、現在保育行政を行っておりますが、こういった観点にも注意しながら、今後保育行政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 理事者、答弁漏れありませんか。井原君。

1番（井原正太郎君） 御答弁いただいたわけでありますけども、特に、きょうは3日目ですか、初日、2日目を通じて、非常に行財政改革の質問が多岐にわたったわけであります。その中で私も聞いておったんですけども、具体的に市長がほんとに現在の経常収支比率を見ても、あるいは収税率——納税率ですか——を見ても、非常に厳しい状況下にあるということは、これはだれもが認めておるわけなんですけども、じゃどうするかとなると、一昨日の質問にもありましたけども、もう1つ見えてこないというのが現状じゃないかなというふうに認識をするわけなんです。

平成9年、10年、11年と、平成9年が8名も減ったと、10年度が6名も減りました、11年も4名ぐらいが見込まれますというふうに僕は理解したんですけども、これはやっぱり結果として減ったじゃなしに、今の大阪府の財政問題にしても、かなり先手を打たないと、もうどん詰まりになって大変な御迷惑をかけるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

したがって、市長にあらわれては、市長の意思としてやっぱり定数削減、見直しすると言うけども、その辺の定量的ないわゆる輪郭を示されないでしょうか。その点、ひとつお聞きいたします。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人件費につきましては、9年度も一定の成果が結果としてあらわれてきているというふうに思っております。ですから、今後も自然に減っていくということではなくて、定数のあり方といういわゆる管理計画なんですけど、これに沿って削減をしていくようにいたしたいというふうに考えております。

したがって、この間来年度4月からの採用も一部試験も行いましたけれども、極力ほんとに必要な人員に限ってやっているというような状況でございますので、それは確実に推進をさせていただきます。

議長（巴里英一君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） ただいまも答弁いただいたんですが、着実にやっていきたいというふうなお答えでございました。

当初に質問いたしましたように、本来であれば必要な職員はしっかり確保して、そして住民サービスに努めていく、これにこしたことはないと思います。これは御存じのように、現在の泉南市の財政を見たときに、非常に緊急を要するようなそういう時期を迎えておると。しっかりそこら辺を見きわめてやっていかんと、市民サービスが低下してはいけないということの履き違えになってしまうなというふうな気がいたします。泉南市ほどいわゆる市民サービスのコストの高い市がないと言われないうにせないかなと思います。

一昨日の質問でも、上山議員の質問だったと思うんですけども、市民が、国民が市を選ぶような時代になってきたと。その市に住むことによって、サービスが非常に安い、あるいは行き届いておる、あるいは今後迎えておる介護保険にしても、これはもう国民が選択するような時代になってくると。そういうふうになってくると、政治、行政含めて、その市の住みよさかげんというか、そこら辺が非常に浮き彫りになってくるなというふうに思うわけなんですね。そんなことからしても、ひとつ具体的にこの行政改革を進めていかないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

もう1点、私は気になる傾向を見るんですけども、一昨日のやりとりの中で、泉南市における納税率というんですか、収税率というんですか、これが府下でワーストであると。一番よくない結果が出ておりますけども、これは汚染する一面を持つとるなと思うんですよ。だから、納税義務のある方がやはり仲間同士で、「不景気やな。おれところもまだ3年間滞納してるんや」と。「おれはもう5年やっとるぞ」というようなことがもし話し合いになったときに、吉本の劇じゃないんですけども、「そんなことできるんですか」というふうなことが現実に出てくるんやないかなと。正直者がばかを見るような、そういうふうなことであっては断じていかなと。ふっと私もそのような劇を思い起こしたんですよ。「そんなことできるんですか」と。非常に危険な数値を示しております。

この前も、いわゆる収税に関しては職員もふやして臨戸徴収に励んでお

りますというふうな話がありました。当然それにも費用が要りますけども、ちょっと角度を変えないと、なめられとるなというふうな気がいたします。というのは、中には本当に事業に大変な思いをして、毎日闘われておる方がたくさんいらっしゃると思いますけども、変な汚染があってはいかんなど。泉南市はそれだけ大変な、もう一貫しとるんですよね、泉南市のこの傾向は。人をふやして臨戸徴収をふやすと、この前までの答弁だったんですけども、それだけですか。もう一個工夫がないんかどうか、こちら辺をちょっと聞いておかないかんなと思いましたので、その辺の御答弁もお願いいたします。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 御指摘の点についてお答えいたします。

徴収率の大阪府下ワーストワンということにつきましては、私どもとしては非常に残念で苦慮いたしておるところでございます。徴収率の従来の方法からひとつ脱皮して、慣例によらず新しい方法というんですか、徴収方法はどういうふうに考えているかという御質問であったかと思っておりますので、お答えいたします。

私どもの方は、一昨日の上山議員さんの御質問の中でも御答弁申し上げましたとおり、従来から逸脱いたしまして、早期着手、早期処理というものをいわゆる滞納者に行ってまいりたい。これには、我々が与えられた調査権、そういうものを駆使いたしまして、事業所、個人の事業をやっているところなどを的確に調査して、現在の長引く不況、そういったもので果たして担税力が可能であるか可能でないのかという判断も早期に必要なってくるんじゃないか、そうすることによって徴収率は向上していくと。

また、もう1つは、従来我々といたしまして休日の臨戸徴収というのもやっておらなかったわけですけども、過般5月、またこの9月の次の日曜日に臨戸徴収をする予定もいたしております。そういったことで徴収率を上げていくと。いわゆる普通の日に行きますと、不在者、未応答者がたくさんおられますので、そういった感覚から休日の臨戸徴収も実施してまいりたい。そういったことで徴収率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私が指摘した域を出てないなと思います。僕は一工

夫せえと言うのは、ええか悪いかわからんけども、一番ええのは、腕章でもしてひとつ威儀を正して行くと。はたの方があの腕章は何ですかと、見えたらいかんけども、それぐらいの厳しい態度で行かな、もうこれはずっと泉南市は大阪府下で一番悪いですよと、この不公正だけは是正していかなどうしようもならんなというふうに思います。

そんなことで、ひとつ工夫をしてもらいたいなと思います。そのままずっと行ったんでは、「おまえ何しに来たんや。うちには金なんかないぞ」とぼんと追い返されるのが落ちじゃないかなと思います。先ほども言いましたように、最善の配慮は必要ですけども、一昨日の上山議員の質問の中でも、高額滞納者等の様子なんかを見ておると、ひとつそういうふうな工夫をしてもらいたいと思います。

それと、そういうふうな中で、もう1点、市長においても先ほどから方向づけが示されたんですけども、前回の議会でしたか、こんなことがありまして、「議員、このようにして、あんたら行革やりやということで、一生懸命声を張り上げて言うてるけども、あんたら議会やっとなる留守の間に、議会議員の控室へ行ったらみんな電気ついて、省エネなんかいっこもできてまへんな」というふうなことで怒られたことがあったんですよ。非常に反省もして、今後消すようにしていかなあかなと思ったんですけども、そういう指摘を受けました。

あわせて、いわゆる定員の見直し、大変やけども、今できるものはすぐにできるようなものがごろごろしとると思うんですよ。僕は一昨年からもう言うてるんですけども、電話代ひとつにしても、ちょっと切りかえることによってうんと安い値段でやっていけるというふうなことで、総務の方にも一定の情報を流してお願いしたことがあったんですけども、この間泉佐野に聞いたら、やはり泉佐野は既に踏み切っておりました。

そういうような意味で、これはこの前も僕は質問したことなんですけども、この辺のやる気があるのかどうか、電話の切りかえなんかをコストの低い方へ切りかえしていかないかと思うんですけども、この点簡単にお答え願いたいと思います。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 経費節減につきましては重要な課題でございますし、議員からも以前に指摘されている検討課題であると認識してございま

して、今情報収集等をやってございますので、もうしばらくその状況なりを見せさせていただきたいと思っております。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 市民の方から笑われないように、あるいは怒られないように、できるものは積極的にやっていく必要があると思っておりますので、これは議員、行政合わせて、その辺は頑張っていけないかなと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

非常に限られた時間なんですけども、住宅問題についてひとつ確認をしておきたいと思っております。

私は今回の質問で、住宅問題を単に払い下げあるいは建てかえというふうな次元ではなしに、今の財政状況下にあって、この市営住宅をどのようにすべきかというふうなことで質問したつもりであります。

この3団地の住宅は、相当な時間をかけて論議がされてまいりました。しかし、別の角度から見ると、400億円を越すような今の現況、財政の中において、ほんとに住宅をいわゆるマスタープランのような形で建て直すというふうなことになる、相当な財政負担が考えられるなというふうには私は思ってます。今、国も府も財政再建のためにいろんな手を使って何とかこれを取り切ろうというのが、21世紀を目指しての大事な施策の1つの選択肢となっております。

そんな中で、我が市においても、悪いけども、この住宅問題をお借りして、少しでも財政再建に取り組むような方向もしていけないかなのと違うかなというふうに思うわけであります。このままいわゆる建てかえで想定した場合に、私は前回のときもちょっと質問さしてもらったんですけども、これは金額換算し、それによってその可否あるいは問題点等を浮き出しにすべきであると。単に今までがこうであったからこのような選択しかありませんというんじやなしに、現状の泉南の財政状況からしたら、そんな単純なものじゃないと思っております。

したがって、この住宅問題は、単に払い下げあるいはマスタープランどおりの建てかえ、この選択肢以外に泉南市の財政を建て直す意味で、現在入居しておられる方の力も借りて、そのようなシミュレーションをしたかどうか。これは失礼な話なんですけども、ちょうど6月でしたか、私はそんな角度からちょっと確認さしてもらったんですけども、そこら辺の状況

をちょっと聞かしていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私事業部に参りまして日も浅うございますが、公営住宅法に基づきまして、3団地については事業部としては所管をしておるわけございまして、先ほどおっしゃられましたようなシミュレーションはやったということでございます。その内容については私存じませんので、お答えできません。申しわけございません。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 最近、人事もありましてかわったというふうなことで、そこら辺が共有化されていないようなんですけれども、市長がやっておるといふふうなことで、今耳に入ってきたんですけれども、そこら辺のものをオープンに一回——この場ですぐに出せるかどうかは別なんですけれども、今アバウトで出せるかどうか。いわゆるマスタープランどおりやった場合は、泉南市はこれぐらいの予算を確保しなければならない、あるいは払い下げした場合にどのような形になるんやと、ここら辺の対照比較したもの、シミュレーションしたもの、今やっておられるそうなので、その辺ちょっと答弁をお願いします。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当然、建てかえの場合は、これはできると思います、お示しはですね。しかし、払い下げというのは制度の問題がありますから、それ以前の問題がございますから、例えば何というんですか、その地価といいますかね、どの程度の価格で面積的に言うとどのぐらいになるという程度はお示しできるかというふうに思いますが、それが制度上、今なかなか難しい中ですから、それは余り具体にお示しするというのは、適当ではないというふうに思っております。こちらでは、ひとつの例えば標準区画なら標準区画で、地価が今どのぐらいで、仮にそれを掛ければ単価は出ますから、どのぐらいになるというのは当然できておりますけれども、それが即払い下げかと、そういうことではございませんので、そのあたりもひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 私が先ほどちょっと言葉にしましたように、今の時代、いわゆる財政問題を抜きにしてほとんどのものが語れないような状況

になってきておると。ましてあのマスタープランどおりに遂行しようとしたときに、また大変な予算の執行を伴うと、あるいは借金が伴うというふうなことは、もう目に見えております。

そんなことからしたときに、先ほども言うたように、国も府も今市なんかもそうなんですけども、公社、公団等の所有するそうふうなものを効果的に使っていこうやと、あるいは貸してでもうまく、駐車場にしても負担を軽くしていこうやという時代なんですね。そんなときに、やはりこの住宅問題も、これはもう多く申す時間がないんですけども、過去のいきさつからしたら、はい、建てかえですよということですから行ける内容じゃないんですよね。御存じのように、もう裁判というふうな声も聞きました。

そんなことからしても、角度を変えて、市長みずからやはり府なり建設省の方に行って、現在の財政状況からすると、大都市圏でのという縛りもあるけども、うちとしてはこのような選択をしてもらえないだろうかというふうなことは、当然言っても恥ずかしくないし、ほかの市民の方も認めてくれる時代に入ったんじゃないかなというふうに私は思うわけなんですよ。

そんなことから角度を変えて、先ほど言いました単純なシミュレーションはできません、あるいは価格評価はできませんというふうなことでありますけども、ここら辺はきちっと比較対照して、財政状況からしてもそういうふうな決断をしていかなきゃならんときを迎えとるなというふうに私は考えるわけなんでありませう。

そんなことで、ひとつ——申しわけない、時間がないんですけども、このことについて、くどいようなんですけども、もう一度答弁をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） そこで、制度上としてできて、しかも入居者の皆さんに比較的負担が軽いといいますが、ものとして、新しい制度として定期借地権つき住宅というのが出てきたわけです。それは、先般から我々も府にも話をしまして、府も建設省へ行っていただいて制度的には可能だと。すなわち、建てかえには一応なるんですけども、建てかえて定期借地権つきいわゆる分譲型というやつですね、それは可能だという回答をいただいて

おるわけです。

ただ、それがどの程度の規模でなければいけないかとか、例えばテラスハウス程度でいけるのか、もっと高層にしなければいけないのかというのはまだ詰めがあるわけなんですけど、それは制度上として1つ可能でございますから、それも入居者の方にこういうことは可能ですということのお示しをしております。具体にはこれから、じゃ、どういう形になれば可能で、そして入居者の皆さんもオーケーされるかという問題は残っておりますけれども、1つの折衷型といいますか、そういう形で我々も検討しているところでございます。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 前回の議会でしたか、市長は、私の在任中に必ずこれを決着したいというふうな意思表示もされました。私は時間がないと思います。ほんとに本腰を入れて、この問題をいわゆるセンスよくクリアしていただいたらありがたいなと。このことに対して今どれほどの方がエネルギーを費やしておるかというふうなことを考えると、今は市長の政治判断が迫られとる、これしかないなと。僕も担当部課へ行って話しするんですけど、やはり担当部課では斬新な結論はできないと思います。市長の勇気ある政治決断が一切の道を開くんじゃないかなということを改めて感じました。ひとつ頑張ってもらいたいと思います。

次に、ダイオキシンの件であります。この前、ちょうど昨日の議会では、ちょうど本日10時から現地を調査しておりますというふうなことで、大変ショッキングな新聞記事が報道されました。300万ナノグラム、これは大阪府の能勢町のごみ焼却施設での数値なんですけども、冷却部の底にある残留水がそんな大きな数値を示したと。とんでもない数字が出ておるというふうなことで、市長はその冷却方式、いわゆる電気集じん器を通過して冷却部にその排液が入って、そして煙突へ出ていく中で、その冷却水塔でダイオキシンと接触して冷却水が循環しておるというふうなことで、その方式はうちも同じであると、府下の15の施設と同じですよというふうなことで、10時からというふうな話がありましたけども、これをちょっと簡単にその結果なりというのを示してもらいたいなと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 清掃事務組合に属する部分でございますので、私の方



からお答えを申し上げます。

昨日10時から大阪府におきまして、大阪府下の15施設、能勢を入れますと16施設がこういう形になっておるわけなんですけど、大阪府の方から能勢の現況ですね、これの報告と、それから厚生省の対応状況等の説明を受けたということで、私もけさ一番に報告を受けました。

ただ、ちょっと違いますのは、能勢の方式と泉南の方式、炉の方式は全く違いますというのが1つと、それからこの冷却水の処理の仕方も、冷却水を使うというのは同じなんですけれども、能勢は何回も循環させておるということなんですけど、泉南の場合は循環はさせておりません。処理をして新しい水でやっております。

それで、今後なんですけれども、今月の29日にこの他の15施設ですね、これについて大阪府の方が現地調査をするというふうに決まっております。泉南清掃事務組合の場合は、今月の29日というふうに聞いております。府の方でこのあたりの燃焼温度の管理状況とか、それから今の冷却水塔の水処理関係のフロー等について調査をするというふうに聞いております。

それからもう1つは、この冷却水のダイオキシン調査ですね、これを今年の12月の10日までに調べて結果を出すようにという指示をいただいております。これは分析に相当時間がかかるものですから、12月10日までにというふうになったようなんですけど、したがって泉南清掃事務組合におきましては緊急にこの調査をいたしたいというふうに考えております。

あとは、その結果を見て、また府なり厚生省の指導を受けると。あるいは指導外になるんかどうかわかりませんが、そういう形になっておりますので、御報告を申し上げます。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） この件は殊のほか重大な事態であるというふうに、これはもう全国紙でも報道されたわけなんですけども、だれかがちょっと話しておったんですけども、ドイツの土壤汚染の対応策というのが、僕も新聞で読んだんですけども、すごいんですね。これは1万ピコグラム、このぐらいになるとすべての土壤を入れかえないかんとか、あるいは1,000ピコ、このぐらいであると、もう住宅地で土壤の入れかえをせないかん、芝生の植栽等も全部変えないかん。100ピコグラムになると、子供の遊

び場で超えている場合は、それに応じて洗浄対策をせないかんと、土の入れかえをせないかん、こういうようなことが規格として既にドイツではあるようです。

日本ではこのような激変の規制をすると、もちろんついていられないというようなことがありましようから、一応規格内にはおさまっておるようですけども、一昨日の白谷部長の答弁の中で、これは環境庁の指示によって5カ所からサンプリングして、それをミキシングしたものを調査、分析するというふうな結果をとられておるようですけども、こんなことをしておいたら、これは問題が先送り、先送りになるでというふうに思うんですね。

そういうような意味で、時間の都合もありまして簡潔にお答え願いたいんですが、先ほど市長が能勢の場合とは若干違うというふうな話もあったんですが、この冷却水の処理は、私はそのまま流されとると思うんですけども、そこら辺の実態と、それからごみとは切っては離せない問題であるというふうなことは、お互いが認識するところなんですけども、やはりダイオキシンを規制する条例をきちっとつくっていかうと。この前ですか、能勢の方で既に府下で初めて全会一致でその条例がつくられました。私もその条例を取り寄せとるんですけども、これは早急にやるべきであるというふうに考えます。

そのようなことからすると、最後になりますけども、水の処理は具体的に今はどうしておるのかということと、それからダイオキシンの規制条例を泉南市も早くつくろうと、市では大阪府下でトップであったと言われるような先手を打とうやないかというふうに思うんですけども、そこら辺の答弁をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南清掃事務組合の場合は、今公共下水につながんでおりますが、それに必要な前処理をして放流をしております。それまでは放流はしないで、要するにドラムで乾燥して塩になるんですけどね、そういう形で搬出をしておりましたから、能勢の状態とはそれは全然違うわけなんです。

それと、今のダイオキシン条例といいますか、先般能勢の方で可決されたというのは私も承知をいたしております。これについては、十分研究も

し、またこれからの環境時代ということ踏まえての対応については、一定議論をしたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 井原君。

1番（井原正太郎君） どの項目をとっても、ほんとに時間がないな、ゆっくりできへんな、すべてに敏速な手を加えていかないかなというのが現下の泉南市の情勢じゃないかなと思います。先ほどもいわゆる行財政改革の中で、この収税率の悪さが1つの泉南市の傾向性を示しておるなというふうに私はとらえます。したがって、各部門は懸命なお仕事をされとると思うんですけども、やはり他市に負けないような、また泉南市に住んでよかったなと思われるような、ほんとに公平なこういう泉南市をつくっていかないかなと。

そういうためには、やはりあえて数値化してみると、収税率もほんとにいい。ちょっと貧乏やけども公平である。また、環境問題、ダイオキシンの問題に関しても、先手を打ってその抑制に努めておるな。あるいは子育てにおいても、ほんとに泉南市というのは育てやすいな。先般も若い夫婦が、私ら住むんだったら田尻へ行くわと言われたんですけども、泉南市でほんとにゆっくり、そういう子供たちも育てやすいような泉南市にしていけないかなというふうに思います。

いろいろ課題がたくさんあるかと思うんですけども、どうか市長にあらわれては、精力的に積極的に頑張ってくださいというふうにお願いをさしていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

次に、19番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

19番（角谷英男君） 皆さんおはようございます。私は新進クラブの角谷でございますが、平成10年第3回9月定例会に臨み、質問を行いたいと思います。

まず、井原議員さんも台風のお見舞いを申し上げられましたが、私もまたこの台風7号で大変な被害に遭っておられる方がたくさんいらっしゃいます。心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、私は今回の質問に当たり、泉南市内で今どういう動きがあるのか、市民の皆さんがどのようにこの泉南を見ておるのかということをお話をし

みたいと思います。

まず、私どもは市議員でありますから、市民の皆さんにそれぞれ議会報告、市民の皆さんの要望、願い、そういうものをお聞きしなければいけない仕事を持っております。そういう中で、私は市民の皆さんの声というのは、今まさに不安、不信、不満、この3つに限られてるんじゃないかなと、この大きな3つに分けることができるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、市民の皆さんは、不安や不信や不満だけではない。泉南市はまさによくやっていたいでいる、そういう声もあることも事実であります。ただ、私たちの仕事というのは、こういう不満や不安や不信、こういうものを取り除く、そして市民の皆さんがまさに明るく元気よく、この泉南で生きて働いていただく、そういうことが私たちの役割ではないか。そういう意味でこの不信や不満や不安というものに絞り、きょうは質問をしていきたいと、そのように考えております。

まず、大綱5点にわたり質問通告をいたしておりますが、まず1番目、街づくりについてであります。

その中で新家地区の問題、これは前回、その前も質問をさしていただいたと思いますが、新家には特に上村上、いわゆる宮地区であります。大きく開発される住宅があります。308戸ができると聞いております。これは何度も言っていることなんでありますが、新家にまさに新家宮線1本でこれが抜けていくわけでありましたが、その後新しい道、バイパスの進捗状況はどうなのか。同時に都市計画道路が新しく計画されておるのかどうか、あるならばお示しを願いたいと思います。

2番目に、駅前再開発、中でも先行取得をした土地も含めて質問をしたいと思います。

駅前再開発は、まさに大きな事業であります。同時に、これはバブル期に開発された駅前再開発は、全部失敗に終わったと言われております。そこで、砂川駅前再開発であります。大きくスライドしたと聞いております、場所が。そこで、なぜスライドをしていったのか、そのことに対して地域の関係者住民の方がどのように思っておられるのかアンケートをとられたと思いますが、お答えを願いたいと思います。

私は、これからの駅前再開発というのは、今までのようにビルを建てて

その保留床を処分をする、そのような再開発ではもうだめだと思います。それぞれまちに合った再開発があると思うんです。中でも駅前というのは、泉南の顔になるわけでありますから、泉南は泉南らしい、砂川は砂川らしい、そういう開発の考え方があるんじゃないか。

例えば泉南もほとんどサラリーマンの人が多くなりました。いわゆる夜間人口は多く、昼間の人口が少ないという状況であります。朝電車に乗って働いて帰ってくる、そして駅におりたときに、ああ砂川なんだなあ、泉南に帰ったんだなあ、そういう思いを持った再開発ができないんでしょうか。金をかけてビルを建てるだけが私は再開発ではないと思いますが、改めて再開発の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、樽井地区の道路問題であります。この新樽線の進捗状況をお聞きしたいと思います。同時にりんくうタウンとこの樽井地区の接点、道路がないんです。樽井駅におりて海水浴場に直接行けない。ぐるっと迂回をしなければいけない。これでは何のためにりんくうができたかわからない。以前からこの質問はかなりの議員がされておられると思いますし、同時に樽井地区や商工会からも要望が出ております。

そこで、その新樽線の進捗状況と同時に樽井の自動車教習所の横を通る歩道を整備するという話もありましたが、その後どうなっておるのか、お聞きしたいと思います。

大綱 2 番目、病院問題であります。

これも前回質問をいたしました。これは、毎回理解ができるまで質問をし続けたいと思います。なぜなら、まさに市民のニーズがナンバーワンにあるわけであります。これは同時に、空港関連で地域の要望事項の中に入っております。同時に第 3 次総合計画の中にもはっきりと明記をされております。

そして、今回りんくうタウン E ゾーンにかわる。これも前回お聞きをいたしました。しかし、それだけでいいんでしょうか。市長は前回、この問題を病床をふやす問題に変えていったら E ゾーンの計画が遅くなりますから、まずこれを先にやらしてください、そういうお話をされました。私はそうは思わない。今でこそもう一度考えを要望し、要求しなければいけないんじゃないか。前回も要望したと思いますが、一般病床がだめなら組合立の話もしました。それは市長も阪南市長とお話をしていただいていると

ということをお聞きしました。

私は改めて、リハビリテーションの病床をふやすことができないのか。一般病床がだめなら、リハビリはだめなのか。要は言いたいことは、せっかく病院をつくるんですから、泉南は泉南の病院として、よそにない個性を持った病院をつくらなければいけないのではないか。26床、シルバーハウジング、老健施設、いわゆる福祉対策のための病院だけではだめなんですよと。もちろん、それもいいんでありますが、これを機会に新しい病院をつくる、そういう考え方をどうしても導入しなければいけない時期に来ておるのではないかと。

中でもリハビリに関しては、私の知り合いも脳梗塞で倒れました。泉佐野市民病院に入院をいたしました。病状が一定安定いたしますと、直ちにもうほうり出されるんです。後はリハビリをなささいということなんです。大阪府内でリハビリ専門の病床を持ったところは幾つあるでしょうか。私の知ってる範囲では、和歌山に海南の琴の浦というところにリハビリテーションがあります。

今、脳疾患、循環器系の病気、これが大変多くなってるんです。特にリハビリが大事だと言われてるんです。4.1ヘクタールある土地、そのうちの1.7を使う。まだ余ってるんです。それをつくることができないのでしょうか。ぜひお聞かせを願いたいと思います。

続いて、済生会泉南病院がEゾーンに移転をする。当然、今の場所が変わるわけでありまして。その跡地の問題であります。この現済生会泉南病院の用地は、府が持っております。これは元山之井中学校があった場所でありまして、泉南市の牧野に府立の福祉センターがあります。これをつくるについて、この支援病院及び大阪府が特養をつくる。その支援病院として済生会ができる。その用地として大阪府が泉南市から買い上げた、そういういきさつがあるというふうに聞いております。要は、この用地は公のものを建てるそのための用地であろうというふうに理解をいたしております。

そこで、もしEゾーンに移転をするということになれば、跡地はどうなるのでしょうか。大阪府は今、財政再建プログラムの中に府有地を売却してでも財源を確保するんだということがあります。これが財源を確保するためにもし一般に売られたらどうなるのでしょうか。何にもなくなるんで

す。そんなばかなことはないとは思いますが、跡地について市は要望を考えておられるかどうか、お聞きをしたいと思います。

続いて、入札問題であります。

これも皆さん質問をされておられます。新聞もにぎわしてきました。今回もまた10 - 1工区について、新聞に報道されたことは事実であります。私は、この入札問題で泉南市は一定の役割を果たしたと思います。上限価格をオープンにする、事後公表をする、これは市長が言われたように、大変勇気のある行動であったと評価いたします。

しかし、残念ながらそれだけでは解決していない。下限価格はどうするのか。同時にまた、現在市内の業者は、9,000万以上は指名抽せんになります。しかし、市外業者、10 - 1工区については、これは一般競争入札ということで、全く指名抽せん入札の対象には入っていない。

地元が、土木組合が、今不況であります。私たちの会社は存続の危機に見舞われております、そういうことで要望書を出されました。しかし、土木組合の皆さんは、指名抽せん入札を甘んじて受けます。公正、公平にやられることですから、私たちもそれに従って当然でありますからやります。しかし、一方では、大きな事業は、一般競争入札という名のもとで指名抽せん入札の対象にはなっていない。これでは余りにも不平等ではないかと思うのは、当たり前ではないでしょうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

続いて、不況対策であります。

まさに、大不況であります。これは泉南だけではなく、日本全国すべてが不況であります。市がこの市内業者の不況に対して、何か対策を考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。中でも大型店であります。今度、そこに中川無線というのができます。こんな大型店ができていきますと、地元のそれこそ小さな電器屋さん間違いなくもう閉鎖状態に追い込まれていきます。かつては新家のイズミヤ問題もありました。そういう中で、小さい商売人はもう死になさいという国の政策であります。市長はどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

最後に、農協問題であります。

これは新聞紙上をにぎわしております。非常に残念なことであります。私たちは、JA泉南市に対して直接意見を言うことはできません。それは

十分わかっております。ただ、泉南市内で農協といつも古くからおつき合いされている皆さんがたくさんいらっしゃいます。そういう方は、今どのような声を出されておるか。

それは、ＪＡ泉南市が解体をされて合併されていくと。きょうも新聞に載っておりました。しかし、ついでに支所も廃止をして、特に樽井、鳴滝、信達を廃止をして、そして本所に一緒にする。しかし、信達支所なんかはナンバーワンなんですね、これは。例えば組合員数、預金高、そして今まで長らく一本でつき合ってこられた。大変な不安が出てくるんです。

そこで、農協は大阪府と大いに関係があります。今現在も何か常駐をされておると聞いております。泉南市は府に対して要望することはできます。そこで市長、この農協の問題、中でも合併にかかわる支所廃止の問題について、一生懸命やっている農協支所は、廃止しないでそのまま存続をしてあげてください。支所の廃止をするなら、本所の廃止をした方がいいんです。ここから見えるように、大きな敷地を持っておるんです。それを売却すればいいんです。その地元の皆さんの痛み、苦しみ、願いを市長はどのように考え、そして要望する気があるのかなのか、お答えを願いたいと思います。

以上、大綱５点にわたり質問をいたしました。その中には、街づくりについては不安があり、これはきょう通告いたしました質問以外に住宅問題に対しても、住宅の皆さんは大変な不安を持って毎日過ごしておられます。病院問題については不満を持っておられます。入札問題については不信を持っておられます。農協問題については不安を持っておられます。

以上、大綱５点にわたり質問いたしました。どうぞ簡単明瞭にお答えを願いたいと思います。なお、答弁によっては、自席より再質問を行いたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

議長（巴里英一君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 済生会泉南病院について御答弁を申し上げます。

済生会泉南病院につきましては、昨年１２月に済生会泉南病院並びに泉南特別養護老人ホーム等を含みます泉南福祉医療保健ゾーン計画がりんくうタウンのＥゾーンへの移転を示されました。また、病院、それから老人



保健施設並びに特別養護老人ホーム、高齢者向けシルバーハウジング等を一体的に整備することで、単独施設では補い切れない機能を互いの施設が補完し合うことで、福祉・医療・保健のゾーン化が図られるというふうに考えております。

これからの時代というのは、病院は病院、福祉は福祉、保健は保健という時代ではないというふうに思っております。したがって、これらを有機的に複合した形でのゾーニングというものが需要であるというふうに考えております。したがって、今回の計画につきましては、その1つのモデルケースになるのではないかと考えております。

その中で、御指摘ありました病床については、御承知のように泉州保健医療計画の中で増床はできないということになっております。努力はいたしてまいりましたが、その解決というのは、やはり相当時間がかかるというふうに考えております。したがって、今回病院の現在の26床プラス新たに付加されます老健施設90床並びに特別養護老人ホーム100床、それとシルバーハウジング30戸をまず先発をさせたいというふうに考えております。披瀝ありましたように、今回につきましては、1.7ヘクタールでスタートいたしますけれども、残りの2.4については、将来の拡張用地といたしますか、展開用地としてリザーブをしていただくということになっているところでございます。

また、近隣の市民病院等との問題でございしますが、これについては、先月末に阪南市長のところへ私参りまして、休日夜間診療所についての理解と、それから阪南の市立病院がかなり古くなっているのも現状でございしますし、そのことについて、我々はりんくうタウンにこういう計画をしていると、用地についても2.4リザーブをしているという中で、何とかまい解決方法はないかというお話をさせていただきました。しかし、向こうは向こうで建てかえという非常に大きな課題を持っていると、しかし財源的なものも含めて苦慮しているというお話がございました。

ただ、以前、将来第二阪和がつく付近に開発がされた場合、そちらの方に用地を提供してもいいというような話もあったということもお伺いをしました。これらについては、きょう、あすというわけにはいきませんが、やはり今後の共通の課題であろうというふうに考えております。

それから、リハビリについては、私もその療養型リハももちろんであり

ますけども、特にこれから高齢化社会に向かっていく中でのいわゆる生活リハビリテーションというものは非常に大切だというふうに思っております。今回の計画の取りまとめにつきましても、私の方からの強い要請をいたしまして、そのリハビリテーションの1つの部門も設置をしていただくということになっております。ただ、それは療養型の入院型リハということではございませんで、あくまでもそれを支援する生活リハあるいは療養リハといいますか、そういう部分に焦点を当てて今回計画をしている次第でございます。

それから、旧敷地の跡地問題については、新敷地をまずどういう形で府が取得されるのかということもございませし、また休日、夜間等市の負担の問題もございませから、これらについてはまだ具体的に固まっております。その中で、旧敷地をどのように利用するのか、あるいは処分されるのかということまでには至っておらないわけでございます。

したがって、これは今後りんくうタウンの企業局が持っている敷地を大阪府なり済生会なりが取得するという中で議論になってくるというふうに思います。図書館、文化ホールに隣接もしておりますから、御指摘の点は十分私も理解はしておりますして、そういう具体的話がある中で市の考えを申し上げていきたいというふうに考えております。

それから、あと1つは農協の支所の廃止の問題でありますけども、これについては、私どもの方にその組合員の方から残してほしいという要請は今のところ受けておりません。ただ、地元におられる議員皆さんにはそういう声が伝わっているというのは仄聞をしております。我々行政として、どういう形でそういう意向の反映ができるのかというのは、私もきょう議員のお話もお聞きしましたので、大阪府——これは農協を指導している立場だというふうに思いますから、どの程度言えるのかは別にして、皆さんの御意見がぜひ残せということであれば、そういうこともしんしゃくをしていただくようにお話をしていきたいと、このように思っております。

議長（巴里英一君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方から、議員御質問のまちづくりについて3点ございましたが、3点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、新家地区の道路問題に関して、住民の方が大変不安に感じておられるということでございますが、この事業につきましても、泉南市も鋭意

取り組んでおりまして、まず新家駅前の交通の緩和、これにつきましては、具体的に申し上げますと、都市計画道路の大阪岸和田泉南線、また砂川樫井線、市場岡田線を早期に供用開始をすることによりまして、新家駅前の交通を緩和させるという計画を持っておるところでございます。

砂川樫井線の認可区間につきましては、早期に供用開始を目標として頑張っておるところでございます。一丘団地からの先、大阪岸和田泉南線まで、この延長450メートルの区間におきましては概略設計も完成しております。新家駅前の交通混雑緩和を図るバイパスとしての見地から、より一層の事業効果を持つということで考えておるところでございます。

市場岡田線の大阪岸和田泉南線から尋春橋までの間の300メートルの整備につきましては、事業プログラムを構築いたしまして、事業手法も含めて関係機関に働きかけをしておるところでございます。

次に、新しく新家地区内の、その周辺も含めませんが、都市計画道路の計画がないのかという問題でございますが、都市計画道路の整備については、これは当然大きい区域の部分でございますので必要であるとは思いますが、今後市全体の都市計画道路網の見直しとしての位置づけを行いまして、道路整備の方策を検討していく必要があるというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、砂川駅前の再開発事業についてのお尋ねでございますが、現在の砂川駅前の状況を考えますと、市として考えなければならないのは、まず公共施設の整備、駅前広場の設置と道路の——都市計画道路が2線ございますが、これの整備が急務でございます。それに加えて商店街を初めとした駅前地区の活性化を図らなければならない地域でございます。地域の利便性を高めていくことも考えておるところでございます。公共施設の整備の手法につきましては、市街地再開発事業、また街路事業、沿道の土地の区画整理事業等がございますが、再開発事業として進めていくという決定のもとに事業を進めているところでございます。

沿道の方々の権利者は、大体商売をされておられるところでございます。この方の立地の条件等を勘案した上での再開発事業ということでございまして、現在「ケーススタディ(その5)」という形で総会にもお諮りして、先ほど議員がおっしゃられましたような権利者に対するアンケート調査、これも実施をしたところでございます。いろんな意見もございませ

ので、今後十分に準備組合にもお諮りをさせていただいて、事業を進めて行きたいというふうに思っておるところでございます。

それと、もう1点の樽井駅前の関連の整備についてはどうかというお尋ねでございますが、樽井駅の北側については、現在、東洋クロスの敷地と泉南自動車教習所の間水路がございまして、その水路を転用道路としての整備を図るという形で検討しておるところでございます。平成9年の3月までには地図訂正を行いまして、必要な作業も完了しております。今後、水路の境界も確定いたしまして概略設計も完了しておりますので、事業化へ向けての関係機関との協議を進めていきたいというふうに思っております。

それと、関連いたしまして、都市計画道路の信達樽井線の進捗はどうかということでございますが、平成10年の3月現在で用地といたしまして既に10%の用地を取得いたしまして事業を進めております。公社の先行取得を含めると45%となっております。今後、鋭意事業認可を取った区間についての事業を推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から入札問題についての御質問にお答えさせていただきます。

市内の土木指名業者でございますが、約6割の方々に構成します組合から要望書が出されてることは承知してございます。

御指摘の抽せん型入札でございますが、この入札につきましては、昨年の11月12日から1年間の試行ということで試行しておるものでございまして、この問題につきましては、この議会でいろいろと御論議をさせていただいているところございまして、このメリット、デメリットを十分に見きわめさしていただきまして、試行の終了あるいは継続を含めまして、今後公正入札調査検討委員会におきまして調査検討を行ってまいりたいと思っておるところでございます。

副議長（上野健二君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 角谷議員の不況対策について御答弁申し上げます。

先月の経済企画庁の報告では、個人消費については、消費者の財布のひもが依然として固く、景気の表現についても「停滞」から「低迷」へ下方修正し、景気は低迷状態が長引き、甚だ厳しい状況にあるとの報告がありました。9月の発表では、「甚だ」から「極めて」と強め、景気判断を再度下方修正し、景気の現状認識について報告があり、景気は低迷状態が長引き、極めて厳しい状況にあるとの発表があったところでございます。

また、雇用情勢についても依然として厳しいとの認識を示す発表があったばかりでございますが、本市の地場産業や小売商業を取り巻く環境も依然として厳しい状況にあると聞いてございます。

このような中で、中小企業の経営安定を図ることが重要であり、府における融資制度の充実、市においても利子補給の助成や中小企業退職金制度への助成等を実施し、その対策に努めているところであります。

一方、企業においても、消費者ニーズに対応すべく新製品の企画・開発や新たな事業展開・異業種交流等、経営努力もなされております。また、地元小売商業としましても、市内共通商品券の発行、消費者還元の安売りデーの実施などの販売促進や研修会等の活動を行い、商業の活性化に取り組んでおるところでございます。

本市といたしましても、経営基盤安定のため情報収集、人材育成等について、商工会等関係機関と協力いたしながらその支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（上野健二君） 角谷議員。

19番（角谷英男君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、入札問題であります。先ほど私、壇上から質問いたしました。市内は9,000万以上で指名抽せん入札です。10-1工区に関しては、指名競争入札ということで指名抽せん入札の対象にはなっていない。なぜなのか。いわゆる一般競争入札というのは、指名抽せん入札のような制度を設けることができないのかどうか、お聞きしたいと思っております。

副議長（上野健二君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 制度上はできないことはございません。ただ、一般競争入札というのはオープン参加であります。こちらからどなたとどなたとどなただけですよという言い方はしないわけでありまして。一定の要件を備えればだれでもといたしますか、どの業者さんでも対応をしていただける、

いわゆるオープンなやり方でありますから、だからそちらを泉南市の場合  
はもともと議会でも約束をしておりますから、今回は5億円以上というも  
のについて、一般競争入札を施行したということでございます。

副議長（上野健二君） 角谷議員。

19番（角谷英男君） 要はオープンだから、要するに指名抽せんにはなら  
ないということなんですか。そういうことですか。オープンに……。

副議長（上野健二君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ならないということではなしに、今回1年間の試行と  
いうのは、9,000万円以上の市内業者の指名について適用するという要  
綱が1つあるわけですね。その要綱のいいか悪いかは、いろいろ意見があ  
ると思いますが、そういう1つの要綱で定めておりますから、それを今適  
用していると。1年間ということですね。今回のはそのいわゆる外側の部  
分が基本でございまして、それとオープン参加と、こういうことござい  
ます。

副議長（上野健二君） 角谷議員。

19番（角谷英男君） よくわかりました。はっきりしたことは、市内業者  
については指名抽せん、市外業者は違うと、今回のような事業は違うと、  
これははっきりしたわけです。それをやっぱり不満を持ってるわけですね、  
市内の業者の皆さんは。中でも今回先ほど答弁もありましたし、私も言い  
ましたが、これは日にちは入ってませんが、平成10年9月に泉南土木建  
築協同組合が要望書を出されております。この中に、去る8月24日入札  
された公共下水道（10-1工区）管渠築造工事につきましても、平成1  
2年まで3カ年事業でもあり、市当局の技術的な指導を賜り、市内業者に  
おいてもこうした事業、工事の受注機会を得られますように切にお願いを  
申し上げる次第でありますと、こう書いてあるわけです。

市内の業者の皆さんは、もう言われることは全部従ってるわけですね、  
厳しいことには。しかし、このような大きな工事に関しては一切入ること  
はできません。しかも、一般競争入札と言われますけども、これはどうな  
んですか。どのように告知をするんですか。玄関に張り出すわけですか。  
張り出して終わりなんですか。それにしては、全国どこからでも参加がで  
きると言いながら、6JVに限られているわけですね。本来であれば、ど  
こからでもどんどん——15億近かったですかね。そんな大きな仕事はど

こちらでも来るはずなんです。どうなんですか。

副議長（上野健二君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今回の10-1工区の工事の内容の提供といたしましては、公式には市の公告という措置がございます。それと合わせまして、建設関係の各種新聞、いわゆる建設業界紙がございます、そういうものに情報提供ですね。そういうことでこの10-1工区の工事につきましては、広く情報提供されているところでございます。

副議長（上野健二君） 角谷議員。

19番（角谷英男君） 業界新聞に公告をすると。あとは泉南の告知板ですか。6JV集まったと。そこで、先ほどの話ではないですけども、要望があるわけなんです。しかも、今回の事業は、入札に参加するのに必要な資格の中の第4番にあるんですけども、平成10年、11年度泉南市一般競争、指名競争とも括弧で書いてますけども、参加資格審査申請書を添付した建設業法第27条云々と書いて、経営事項審査結果通知書の土木一式の総合評点、以下客観点数という、1500点以上である。ただし泉南市内においては1400点以上であると。

ここで問題になるのは、普通は今もこの客観点数、いわゆる経審点とか言われますが、平成9年度のを採用してるんですね。そして、泉南市はこの11月に見直しをすると。大阪府は8月に見直しをする。しかし、この工事だけは平成10年、11年の客観点数を採用すると、この工事に限り。どういふことなんですかね。これだけはこれを採用しなければいけないんですか。

副議長（上野健二君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員の御質問は、1つはこの10-1工区の内容について、市内の業者が参加できなかったのかということでございますけれども、今回の工事につきましては、工事規模並びに施工難度の高さですね。また、施工条件等、かなり難しいものがあると。例えば半径10メートルの曲線施工とかそういうふうなものがある中で、共同企業体への発注を選考したものでございます。

それと、経審点の問題でございますが、この問題につきましては、公告の施工条件の中で、最新の経営事項審査結果通知書における客観点数により参加資格条件としたところでございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 何で10年、11年を——これは採用しなきゃいけないんですな、これは、10年、11年の一番新しいやつを。だったら、ほかの仕事もみんなやればいいんですよ。新しいのを採用すればいいんですよ。事実、難しい仕事だからと言われますけども、シールド工はなるほど難しいです。これはわかります。だけど、推進工や管布設なんていうのは、それ以外のたくさん今下水工事が出てるんですけど、いっぱいあるじゃないですか。みんなやってるじゃないですか、地元の業者は。なぜなんですか。

それと、もうついでですけども、平成10年、11年で1400点と、こう言いますけども、1400点の基準は何なんですか、これは。これは1500でも1300でも——何なんですか、これ。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 経審点の基準でございますけども、これは本市だけが特異というんじゃないしに、全国的に1つの規模の工事であれば、大体標準的な客観点数という1つの基準がございます。そういう中で、本市もそういうふうな他県というんですか、全国的な状況の中で1つの基準を設定したというところでございますして、そして市内の1つの業者の対応というんですか、市内業者の優先的な1つとして、一般的には1500でございますが、ひとつ1400まで下げたというところがございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 市内の業者のために1400まで下げたと言いますけども、市内の業者は1400点あるんですか、この平成10年、11年で。ないでしょう。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 準市内を含めましてそういう中で対応していくということでございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 準市内を含めてそういう対処で、ようわからん。もう少し的確にわかりやすく、頭悪いですからわかりやすく教えてください、もう一度。準市内を何ですか、含めて。準市内で何なんですか。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。



総務部長（細野圭一君） 資格の要件としまして1500点というものが1つの基準でございますけども、ただし泉南市内に本社、本店もしくは支店、営業所等を置く者は上記客観点数が1400点以上であることという表記をしているところでございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） いやいや、私が質問したのは、1400点の点数をクリアしてる市内業者があるのかどうか。本店、支店じゃなしに、泉南市内の土木建設組合に参加、組合員である人でそういう点数のある人があるのかどうか。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） だから、いわゆる市内の準というんですか、ほんとの市内の業者の中では、この時点では1400点以上の業者がなかったということでございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 要は、私はなぜこの問題を取り上げたかといいますと、もちろんなぜかわからんが、事前にこの6社、6グループですね、この情報が漏れてきたと。新聞に報道された。これも不思議なことなんです。そういう中から、この質問をやらなければいけないなあと。同時に地元が大変干上がってるんですよね。しかも、推進工やら管布設は十分できてるわけなんですよ。同時に要望書の中には、技術的指導をたまわり——要は我々は勉強して大きく成長したいんだと、同時に私たちは泉南の中で一生懸命生活をしてるんです、ぜひビジネスチャンスもくださいと、これはもうほんとに切実な願いなんですよ。

そういう願いの中で今まで質問してきたんですけども、残念ながら今回に限り10年、11年とか、要はわかったようなわからんような答弁をいただきましたけども、市長、仮契約はされたということは十分理解はいたしております。しかし、こういう不況下の中でこういう要望が出、しかもより技術的にも成長したいという業者がたくさんおる中で、どうなんでしょうか、市長、もう一度見直して、例えば頭は、指導的な会社はそれはいいです。ゼネコンはゼネコンの役割はわかっています。あとの2社を何とか泉南で、例えば公正、公平に下につけてあげるとか、泉南市内の業者にビジネスチャンスをあげるとか、そういうふうなことは考えられませんか。

どうなんでしょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その要望は私も受けましたが、それはもう既に済んだ話の後ですね、私が受けましたのは。それは非常に彼らとしては残念であったということはあったんですが、今後我々——我々というのは市内の業者でやれるようなものがあれば、ジョイントの中でひとつ考えていただきたいというのが1点でございます、私が受けたのはそれが重きじゃなくて、今やっております抽せん型指名競争入札ですね、これについて要望を受けました。

泉南市の場合は、すべてが組合員ではないということは御理解いただかないと、組合がというすべての業者を指しておりませんので、極めて組織率は今のところ低いという状況だというふうに思います。我々は組合員であろうと組合員でなかりょうと、市の指名業者という中では同一の扱いをさしていただいております。

それから、ジョイントベンチャーの考え方なんですが、もちろん出資比率を決めて1つの会社をつくるわけですね、ジョイントというのは。ですから、それはやはりその格差というのが著しくあっては、そのジョイントベンチャーの意義というものはそういうものではありませんよというのが1点と、それから今回非常に大きな額ですから、出資比率を最低決めておりますが、単純にその出資比率といわゆる金額と掛けますと、市内のテナであります2.5億円を上回るという部分もございました。ですから、今後はやはり規模によって、言われたようなジョイントの中で可能な限り市内業者も当然考えていく必要があるというふうに思いますが、やはり内容と規模によるというふうに思っております。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 結論を言いますと、出資比率の関係で地元の業者は小さいからこれは無理なんだと。内容と規模というのは、そういうことだと思っんですね。要は結論としては、市長のお答えとしては、今さら考えることはできないと、考えを改めることはできないと、この10-1工区に関しては、地元は余りにも規模が小さいから参加できないと、そういうことなんでしょうか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これからやる話ではないわけです。既に公告をして、公募をして、そして入札をして仮契約をいたしておりますから、この案件についてはもう既に決まったことでございます。

皆さんから要望があったのは、その入札の後だったというふうに思います。9月1日だったかと思いますが——ですからその中では、その今の10-1工区については、既に済んだ、我々はやりたかったけども済んだことだから、これはやむを得ないとして、今後我々で対応できるような物件があれば、ジョイントの中でひとつ考えていただきたいというのが1点と、先ほど言いました現在の抽せん型指名競争入札について、ほぼ1年が来ると、これについてはできれば見直してほしいと、こういうことを私直接話をしておりますから、要望を受けたわけですから、その2点でございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） しかし、市長、地元の気持ちはわかるけども、これはだめなんだと。気持ちがわかるんなら、この2キロ以上に及ぶこの工事、何とか技術的な指導をしながら割ってあげればいいんですよ、割ってあげれば。工区を割って細かく発注もしてやる。細かくかどうかは別にして、地元でできる範囲のところは——これは総務でやりましたけども。もう時間もありませんので、ちょっと病院問題に触れたいんであれなんですけども、要は地元の皆さんは、今回のこれを見て、結果確かに今言われたように、今後よろしく願いますと言われたかもわかりませんが、ただ一般に見たら、こういう不況の中で、もっと地元に対して温かい配慮をぜひお願いをしたいというほんとに切実な願いなんですよ。

ですから、改めて聞きますけども、もう答弁結構です。あればやっていただいても結構ですけど、要は結論としては、この仮契約もあり、一切変えることはできないということで、結論はそれでいいですね。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども言いましたように、この案件は既に執行済みでございます。したがって、仮契約もいたしております、今議会に議決の上程をさしていただいております。

それから、当然部分下請という部分は出てこようかというふうに思いますが、それについては、当然市内、これもコマーシャルのベースの話があ

りますけれども、基本的に市内の業者さんで可能なものはやっていただく  
というようなことの指導は、当然やるということでございます。

議長（巴里英一君） 角谷君。

19番（角谷英男君） もう少し聞きたいことがあるんですけども、時間が  
ありませんので、病院問題に触れたいと思います。

現済生会泉南病院の跡地については、府に対して処分をするときには十  
分意見を言いたいということでありました。問題は、この跡地利用もそう  
なんですけども、過去からのいわゆる空港関連の要望も含めて、済生会泉  
南病院はずっと要望し続けてるわけです。

その中に必ず出てくるのは、高度検査機能という名前が出てくる。高度  
検査機能と、こう簡単に私もずっと言いました。だけど、どのようなこと  
を考えておられるのか。今現在、高度検査機能と簡単に言いますけども、  
ほとんどの病院はいわゆるMRIとかCTとか何とかいっぱいありますな。  
そういうようないわゆる我々が見る高度検査機能の器械、器具を持った病  
院はたくさんできてるんですよ。そこで26床の病床を持って、済生会が  
高度検査機能を有した病院と。どんな病院をイメージしたらいいんですか。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 角谷議員御質問の高度検査機  
能の部分でございますけれども、従来から済生会泉南病院につきましては、  
これは当初整備を要するには特定の病床でありますとか、そういった病床  
議論がございました。その中で、この病床につきましては、医療計画の話  
もありまして、この病床については無理だという一定の考え方も出されて  
ます。

その中で、一体そのほかにどういった機能を済生会泉南病院に我々が充  
実を要望していくのかという中で、現在26床という病床数を変えないで  
高度確定診断機能を整備すると、こういったところで何とか考えられない  
かというところで要望してきたところでございます。

そして、この高度診断機能の充実といいますと、当然市内には診療所と  
かかって病院と違った部門の医療機関もございます。そういった医療機関  
と連携するということも、この済生会泉南病院の整備充実の1つの目的  
というところで、我々考えてきたところでございます。

そういった医療機関との連携、そしてまたあと、当然この確定診断とい

うことになってきますと、脳とかあるいは循環器とか、そういったところの診断機器を整備というんですか、設置する中で考えられるのではないかと、このように考えております。

議長（巴里英一君） もう1分あります。角谷君。

19番（角谷英男君） まさに中身の問題なんですけども、今言われたのは、多く語られましたけども、高度検査機能を有した済生会泉南病院をつくると。その高度検査機能というのは、一体具体的にどういうことを言うのか。今言われたのは、いわゆる富田林方式のように、来た者を済生会で診てあと振り分けるとか、そういう意味のことを言われたと思うんで、そうじゃなくて、高度検査機能というのは相当ハイレベルのものでなければ理解しませんよ、これは。

議長（巴里英一君） もう時間がございません。谷健康福祉部長。簡潔に。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 高度検査機能ということになりますので、我々としては病院の方に、例えば脳でありますとか、あるいは今現在がんとか、こういった昔から3大成人病と言われる、そういった議論もされてきました。その中で治療ではなしに、そういった機器を使っ  
ての検査ですね。要するに検査をして、その中で検査の後どういった形で治療していくか、そういった指導、その辺のことをこの高度検査機能の中で我々としては期待しているというところでございます。

議長（巴里英一君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時17分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

2番（小山広明君） 98年9月議会の一般質問をさせていただきます。

地方分権が言われ、全国を平均してきた中央集権機構が行き詰まってきたのであります。土地が売買の対象となり、特に食糧の生産基盤である農地が投機の対象になったのである。海も大事な生産の場である。その海岸が埋められた。海岸だけではなく、沖合が埋められた。国土をつくると思えば安い、と言った人もいた。それも農地がけた外れな価格で売買された環境が生み出したものであります。株の売買も土地の売買と似たところも

あり、物を生産することが大事にされる状況ではありません。

人間の力をけた外れに大きく肥大化した機械や物質が人間を襲ってきた先端の現象が環境ホルモン問題で、その怖さはこれまでの能動対応では間に合わない、あること自体が問題となる新たなものであります。公害対策への根本的な対応、考え方の変更が今求められています。私たちは今すぐに一人一人から行動を起こさねば、影響を受けるのは私たち自身であり、私たちの子孫であります。

消費者が求めるからと言われてつくり出される使い捨て容器であるが、本当に私たちが求めたのでありましようか。求めるも求めないも、それした選ぼうのない状況に追い込まれてきたのであるが、真剣に考え、行動しなければならない。企業は儲けなければつぶれることから、長い目で考えることができない状況にあります。働く一人一人は、ローンという余裕のない状況の中にあります。すべての関係がつながっていることから、他を否定しがちな現在の社会風潮は危険な状態であります。

政治は市民一人一人から選出され、基盤を一人一人に置かなければならないはずなのに、企業や労働組合、宗教団体というような巨大ピラミッド組織に基盤を置く政治組織が大きな力を占めています。自民党長期政権は、地縁、血縁の村社会の組織をそっくり指示基盤として成り立ってきました。これも企業や宗教団体の組織と似たものであります。

私の育った福井県の田舎では、私の子供のころは、自民党の候補者の名前しか知りませんでした。選択というようなものではありません。床の間には、自民党の総理大臣や幹部の色紙がかかっているのが村の普通の風景であります。自立した個人を前提にした民主主義は、まだ成熟するに至っていません。自民党は都会ではずっと5分の1の政党でした。しかし、農業共同体での自民党政権を支持してきたのに、企業を育てる政策を進め、その結果当然起こり得る自然破壊をしてきたのであります。

私は、農業は米を育てるだけではなく、人間を育てると思うのです。もちろん環境にとっても大事な役目をしております。農業は子供にも手伝いができますし、お年寄りにも仕事があります。これほど多くの人が手伝える仕事、職業はありません。1つの例で、くわを使うと腰ができると言われておりますが、腰ができるということは、人間の体の土台がしっかりすることです。なぜ、農家を支持基盤としながら、企業におもねるの

かであります。それは農業がつらい仕事だからと思うのです。そして、企業に目が向くのは、企業全体に対してではなく、トップにだけ目が向いているのであります。決して労働組合に好意的であったとは思いません。主権者である市民、農民が選んだ人を動かすようにしなければ、政治も世の中もよくなりません。

さて、質問であります。関西新空港の2期の容認のあり方についてお尋ねをいたします。

1つは環境についてであります。2期の環境影響評価書によれば、航空機が窒素酸化物を年間4007トン排出するとあります。このことにどれだけの検討がなされたのでしょうか。どれだけの専門的な検討が市民の立場で行われたのでありましょくか。陸上飛行の約束違反の要求に対して判断するために専門家会議が設置され、何回となく会議が行われました。私もほとんど傍聴しました。その感想は、決して市民の立場からの十分な検討でなかったと思います。運輸省の説明を受けるのに大半の時間を使い、専門家の意見を聞いたという域を出るものではなく、陸上飛行を容認するという前提での議論でしかなかったと私は思いました。結果もまたそうあります。委員の中に、陸上を飛ばないというのは、より静かな環境に住みたいという大阪府民の価値観であるとの根本的な意見が言われました。しかし、会議のまとめの中には生かされたものにはなってはおりません。

主権在民の社会で、真の決定権は市民にあることは言を待ちません。それであるなら、その権利を保障する体制がなければなりません。専門家会議でも、陸上飛行を認めるような権限は我々にはないという学者としての良心が述べられました。決めるのは住民であるとも言われました。それを市長はどのように受けとめられたのでありましょくか。制度的に答える責任があります。住民の声を制度として聞くべきではないでしょうか。このことについてお答えください。

手続についても問題があります。地元判断をゆだねているときに、結論が出ていないうちに、陸上飛行を前提とした2期のアセスを申請してきました。公が行う事業がなし崩し的にされることは、許されるものではありません。関空の今日までの歩みは、このなし崩しの歩みでもあります。人間そのものの根底から破壊してしまうおそれを今人々は抱いています。子供たちは本能的にそれを感じています。史上最大とか世界で初めて

を競う時代ではありません。小さなこと、日常的な繰り返し、それが圧倒的な人々の営みであります。それらこそ価値がある。だれもがその場だけの行為を評価したり感動することはありません。沈下が18メートルもする2期の工事で環境に与える影響について評価することは、そう簡単にできるものではありません。私はまず市として、専門家の議論をしてもらいたい。その内容を市民に知らせて、市民の意見を聞くということを最低限すべきであります。市長の考えを伺いたい。

次に、関空の必要性の問題であります。1期の収支は、離発着料で金利がやっと支払われるという状況であります。2期は、当初の予定では2兆円を超えるものであります。これは採算性を初めから放棄した計画であり、どんな必要なものでも金がなければできないのは、物事の道理であります。現実を無視した計画はバブルそのものである。

今、世界中が経済危機と言われる大変な状況を生み出した具体的なものの代表的なものが、私はこの史上最大と言われる関西新空港の事業であると思います。それを当て込んだりんくうタウンの状況は、実質的には企業がそのりんくうタウンの造成を求めていながら、今企業が入っておらない状況であります。それでも空港建設を続けようとするのはなぜなのでしょう。ここに私は役所というひとつの限界があると思うわけであります。市長の採算性についての考えを聞きたいと思います。

次に、税の徴収率の低いことは、行政への信頼を失わせるものであります。天引きという制度がなければ、市の運営は全く行き詰まっておると思います。そこで課税の問題についてお尋ねをいたします。

2つの例を示して、私は市の課税のあり方についてお尋ねをしますが、1つは24年前の1974年に府から無許可建築で撤去命令を受けている工場に対して、市は課税をしてきませんでした。住民から最近監査請求が出されて、やっと1994年から5年間にさかのぼってのみ徴収をいたしました。この監査請求をされた方は、5年以前の問題は市が明らかにここに建物が建っていることをわかっておりながら課税をしなかったのだから、その分を市民に弁償せよという要求をしておりますが、誠意ある対応をしておらないということで私は市民の方から声を聞いて、きょうこの質問をしておるわけであります。このようないいかげんな課税のあり方で、徴収率が上がるのでしょうか。



もう1つは、40年前に建てられた住宅の課税の問題であります。これも最近二重に課税されておることが偶然発見されました。そして市が行ったことは、74年から95年までの21年分を返還する手続きをとられました。それ以前のものについては、市に資料がないから返還できないということでもありますけれども、このように住宅に対して二重に課税をし続けておって、市民から提起されるまでそのことがわからないという役所のチェック体制とは一体何なんでしょうか。このようなところに、私は単に徴収率が悪いという問題の根があるように思いますが、この原因と対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、市営住宅の払い下げ問題についてお尋ねをします。

決断から4年になろうとしているわけではありますが、市長の言われる新しい市民に市営住宅をとということも実現しておりません。また、もちろん市が約束をした払い下げの問題も実現しておらない。何もされておらないというのが実情であります。

16年以上も払い下げの方針のもと行政を執行してきた。この行為を一転する建てかえ計画を前市長が行ったわけであります。そのことを知った入居者が向井市長と交渉を重ねて、向井市長は改めてこの市営住宅払い下げ問題を建てかえをするということを再三、今回の本会議でも言っておるわけではありますが、改めてなぜ建てかえをしなければならないのか。16年間の払い下げをすると明確に行政が約束をし、そのもとで行政執行してきたことを踏まえて、それでもあえて建てかえをするというその理由について、明確にお答えをいただきたいと思います。

注意深くこの問題について調べておりますと、市の言い分については二転三転しておるように私は思います。一貫しておらない、そのように思いますので、改めてなぜ市が約束した払い下げができないのか、そしてなぜ建てかえるということ、実現性も含めてどういう理由で判断をしたのかをお示しをいただきたいと思います。

次に、民間墓地建設の不当許可の問題であります。

申請者のお寺の状態を実際に見れば、許可すべきでなかったと思います。本来、施設の性格上、人間の精神的なよりどころの施設としては、公共機関が設置することになっています。例外としてその公共機関に準じるどころとして宗教法人も設置できることになっているが、そこで求められるの

は、公共機関と同等の基盤を持つところということは当然であります。そのような面から大阪府が対応していれば、今日に至る状況はなかったと私は思います。

市長は一昨日、登記簿謄本を取り寄せたが、変更がないので工事にはかからないのではないかと言われました。私も謄本を見たわけではありますが、明らかに謄本の内容は変わっております。地上権設定が福德モーゲージサービスから株式会社エムオー不動産に変わっております。

また、重要なのは、新たに差し押さえ登記がされておるということでもあります。申請理由に重大な疑義が初めからあったと思うのでありますが、許可後からの経過と、今新たにこのような状況から、私は当然許可を取り消すべきであると思いますし、市としても当然大阪府に働きかけるべきであると思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港２期事業のうちの環境影響評価準備書の件についてお答えを申し上げます。

細かい点はまた担当の方から答えることといたしまして、私に聞かれた問題、どう対応したのかという問題でございますが、泉南市の場合、御承知のように常設の、有識者並びに議会代表でもって構成されております公害対策審議会がございます。第１期のおきもそうでありましたけども、環境影響評価につきましてはその審議会に諮問をいたしました。そこで議論いただいて答申をちょうだいをし、そして空港問題対策特別委員会にその結果報告もし、御意見も賜り、そして最終的に市長から知事あての意見を申し上げたところでございます。

また、一方住民の意見云々ということでございますが、御承知のように大阪府はこの問題に対しまして広く府民の意見を聞くということで公聴会を開催されておられます。その中で泉南市民の方からお一人公聴会で発言をされておられまして、その意見は第２期事業に——いろいろ地域整備の問題がありますけども、賛成の立場の方でございました。

日本は、御承知のように間接性民主主義をとっているという中で、我々とそれから市民の代表であります議会の皆さんの御意見を賜って、一定の

判断をしていくというルールになっておりますので、そのルールにのっとって行政を進めているところでございます。

それから、住宅の問題でございますけれども、私は第1期のときもそうでありましたが、公営住宅をふやしますという公約を掲げております。この間同和向けであります、一定の高齢者向け住宅の増設もいたしました。それから、また公営ではございますけれども、住宅供給公社等の借り上げ住宅ですね、これは中小路にもできておりますし、今度樽井八反の方でも今建築をいたしておりますけれども、そういう形での促進にも努力をしております。

また、市営住宅の建てかえにつきましては、長山住宅について、入居者のほぼ全員の御理解をいただきまして、この前建てかえに向けての調査費をちょうだいしたところでございまして、地元と今協議を行っております。したがって、何もしていないというのは間違いでございますので、御指摘を申し上げておきます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 小山議員お尋ねのうちの関西国際空港に係る2期事業の収支見通し、この点があったと思いますけれども、2期事業の損益の見通しにつきましては、国の第7次5カ年計画の航空需要を前提に金利等についてある予測値を用いて試算したということでございまして、現在のところ関西国際空港株式会社の発表によりますと、単年度黒字につきましては、2期滑走路供用後おおむね七、八年後、累積損失解消時期は2期滑走路供用後、単年度黒字に好転すると、このような回答を得ております。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 小山議員からの御指摘について御答弁申し上げます。

小山議員御指摘のように課税の二重ミス、これは確かにございました。その内容でございますけれども、初歩的な事務ミスでございまして、それを私も重く受けとめまして、納税者には大変ご迷惑をおかけいたしましたと反省しております。そして、この件につきましては、納税者宅に伺いましておわびして御了解を得ているところでございます。

御質問の課税業務への対応、特に課税業務のチェック体制と取り組み姿勢について、御答弁申し上げます。

課税業務については、公平、公正が最も重要とされておりまして、我々税務担当者といたしましても、税の基本である公平、公正な課税がなされるよう日々努力いたしておるところでございます。

事務の流れといたしましては、土地、家屋等の調査項目を電算処理のために処理表に転記いたしまして、それに記入誤りがないかについて読み合わせによる全数チェックをいたしておるところでございます。また、電算入力処理済みのデータについても、入力が正確に行われているか、読み合わせによるチェックを行っているところでございます。我々、税に携わる者といたしまして、公平、公正な課税が求められていることを強く認識いたしておる次第でございます。

課税の誤りによって納税者との信頼関係が損なわれ、ひいては市税の確保にも支障を来すおそれがあり、今後とも課税の誤りがないよう、より一層チェック機能を万全にいたしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

〔小山広明君「もう1つ課税してなかった分と二重課税」と呼ぶ〕  
総務部参与（中田正純君）（続）答弁漏れがございまして失礼しました。

工場というような形で御質問があったかと思えます。私どもの課税の客体の把握方法といたしましては、登記所からの通知で知ること、また建築確認申請書の閲覧をすること、また所有者の申請によるという把握の仕方、また職員が随時課税客体把握のために出向いておりますので、職員が発見する課税客体、こういった把握の手法を用いて、またもう1点につきましては航空写真による確認、これは航空写真を135スパンに分けて、家屋図を作成して突合するという5つの方法で課税客体に努めているところでございます。

そういったことで、議員も御承知のように私どもの当市におきましても、土地においては4万7,000筆強、家屋では2万2,000棟を超す戸数がございます、課税客体の把握には十分努めているところでございますけれども、そういったことで課税がなされていない建物については、日々課税把握に努めておるところでございます。

そして、いわゆる課税が把握されない、課税をかけていない——もし家

屋、土地等が以前からのものであっても、税法上、遡及適用は5年しかできない。そういったことで、議員御指摘の工場におきましても、わかり次第5年にさかのぼって課税をいたしまして、その税を収納したところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の質問うち、民間墓地の件につきまして御答弁申し上げます。

小山議員も御承知のとおり、昨年8月18日に府の方から許可がされてございます。その後、8月22日には関係区長・周辺住民と協議の上、墓地建設を進める旨の誓約書の提出と申請代理人が反対派住民との会議に出席を確約することで許可書が……（小山広明君「市長が答弁したこと間違ってるでしょう、変更がないというのは。そのことだけ聞いとるんだから。謄本に変更はないと言ったでしょう、きのうの答弁では。僕が調べたら変更あるじゃないですか」呼ぶ）

議長（巴里英一君） 不規則発言せずに再度質問を願います。

〔小山広明君「それしか聞いてないんだから」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 理事者は的確に答弁願います。

市民生活部長（白谷 弘君） わかりました。

〔小山広明君「もういいよ」と呼ぶ〕

市民生活部長（白谷 弘君） （続）もういいんですか。失礼します。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 謄本に変更がないと言った意味は、個々の債権者が変わってるか変わってないかということではなくて、要するにこの条件で債権者きれいにしなさいという部分があるわけですね。その部分については、なおかつ大量のそういう担保物件が存続していると。ですから形態としては以前と変わっていないと、こういう意味で申し上げたんで、個々の債権相手が変わってるか変わってないかという意味ではなくて、まだ要するに整理はされておられませんという意味のことを申し上げたわけでありませう。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 関空の問題でも答弁漏れがあるんですけどね。手続的にも問題があったんじゃないかと。市長も言う関空の基本にかかわる重大な問題——陸上を飛ばないということはですね。そのことを変更する問題

について、議論してまだ結論が出てない段階に、2期の環境アセスが陸上飛行を前提に出されておるのは手続上問題じゃないですか、そのことについては市長はどう考えるんですかということ聞いておるんで、そこはちょっと答えておいてください。僕は手続上やっぱり問題だと思うんでね。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 陸上ルートの議論の過程で環境影響評価準備書が知事あてに出されたというのは、事実でございます。その中には陸上ルートを盛り込んでいたというのも事実でございます。ただ、知事から市町村長あてに意見照会があって、そして知事あてに回答するわけですが、その回答に際しては、当然陸上ルート問題が決着した後でないとは回答はしませんよ、あるいは求めませんよと、こういうことございましたので、環境アセスの1つの手続として大阪府知事が受け取られたということでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） そういうことは、私は通らない理屈だと思うんですね。やっぱり運輸省がそういうことを出してくること自身が、やはりなし崩し的にもう地元でそういう判断をする幅がない形で出してくるというあり方は、私は議会主義なり民主主義なりに対する大きな問題だと思いますよ。これは市長があえてそういうことを改めて質問して答弁したことから、市長の考え方として受け取っておきますけども、私はこれは問題があると思います。

それから、18メートルも沈下する問題を――2回、私は公害対策審議会を傍聴しましたよ。しかし、とてもあのような時間の中で私はそのことを十分、将来の人々に対しても環境に与える影響があるのかないのかというのを判断するには、至って短過ぎると。恐らく市長はいつまでという条件をつけたと思うんですね、いろんな絡みから。

私は陸上飛行だけでも議論するのでも、あれだけ大阪府が専門家会議を開いて議論をしてやって進めてるわけですね。それよりも数倍に検討項目は2期のアセスとなったら多いわけですよ。この大きな失敗というんか、反省は、やっぱり陸上を飛ばないと言ったことが、本当に地元自治体として検討がきちっとされなかったから、予測が甘かったということで、この重大な陸上を飛ばないということを認めるような状況にあるのも、やっぱり地元市町村にきちっとしたそういう市民の立場に立って、ほんとに環境

に与える影響はないのか。環境に与える影響を受けるのは地元住民なんだからね。大阪府民と言ったって、北の人は受けないわけですから、そういう点では地元住民がほんとに環境に対して問題があるのかないのかということ... ..

資料でもこれだけあるんですよ。だれもそんな簡単に読み込めないですよ。これは結論の資料ですよ。環境センターなんかこれの10倍ぐらい、これのバック資料がありますね。そういうものを全部きちっと見て初めて判断ができるんで、今のままであれば、国が言うことだから心配ないと、国がやっていることだからということが1つの判断をした実質の内容じゃないですか。

1期のときはこの質問をしたときに、国が大丈夫だと言っとるから間違いはないという答弁がありますよ、本会議の中でも。そういうことでは、私は市民のそういう環境に対して責任を持った行政はできないと思うんですが、市長改めて、市が判断する場合に、今のこういう検討の仕方、内容の仕方は適当だと思ってるのか、いや今の時代ではもうこれはしゃあないんだと思ってるのか、不十分だと思ってるか、その辺の見解を聞かしてください。大変これは心もとないですね、こういう検討の仕方、判断の仕方は。市長、正直どう思っとるんですか。十分だと思っとるんですか。再び陸上飛行的な問題が2期の場合で起こり得ないのかどうか。どうですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 環境影響評価につきましては、影響評価のフローが決められておりまして、そのフローに従って処理をされておるわけでありまして。その間に、先ほど言いましたように、多くの府民の皆さんの意見を聞くということで公聴会が1つ開催されておりますし、それと我々の方は市町村長の意見を述べるということになっておりますから、その1つの過程で公害対策審議会に諮問をさせていただいて、その答申をいただいて、その趣旨を十分踏まえまして私の意見も申し上げたところでございますから、システムとしては一定構築されているというふうに思っておりますので、現時点ではそれが妥当な方法であるというふうに思っております。

それから、陸上ルートの問題でありますけども、これは私も三者懇談会等で質問もいたしましたけども、当初16万回と言ったのが、十二、三万回で限界だというようなことになって今回のようなことになったんで

すが、じゃこの今回のルートで何万回まで可能なのかという質問をしたところ、23万回まではこのルートで可能だというふうに答えがあったわけです。すると、最終の26万回、27万回というのは保証できないのかということをお願いしたんですが、現時点では明確にお答えすることはできないと。ただ、この間にRNAV方式とかそういうシステムを使った技術的な開発も進むということで、今後のその辺の成果に待ちたいと、こういうことをごさいますして、23万回までは可能だという返答はいただいておりますが、それ以上につきましては、残念ながら今のルートで確約をいただけないということをごさいました。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 現時点では妥当ではないかというところに、その裏にはやっぱり仕方ないということがあると思うんですが、私は不十分だと思うんですね。こういう形でこれだけ大きな公共事業を地元が主体的に判断をしていくというには、大変不十分だと思いますね。やはりもう少し時間をかけてきちっとやらないといけませんし、私はそのように思っております。

それから、時間も余りございませんので、課税の問題で言うんですが、これは個人と市民の関係ではないと思うんですね。今も答弁にあるように、全部チェックしとるわけでしょう。それでこのお返しするものも、いつまで返すんですしたかね……。21年分返還しとるわけですね、今回の場合の処置としてね。この家は40年前に建つとるわけなんですね。その間、21年以前も恐らくこの状況からいえば、二重課税をしておったのではないかなと思うんですね。

これはチェックをしてるんであれば、こういうことは起こり得ないと思いますし、だから原因は何だったのかと。これが見つかったのはほん最近ですけども、二重課税から正常な課税に切りかえとるのが3年前なんですよ。その段階で普通なら納税者にこうこうこういうわけでこうだと言って行くのが普通だと思うんですね、行政として。これは最近市民から、これはちょっと2つも同じものがあるのはおかしいと言われて調べたら、3年前になぜか知らんが正常に戻つると。この対応の仕方というのは、いいんですか、これ。それは本人が納得したらいい問題なんですか。

それともう1つ、さっき言ったような、工場が建って、この工場は確認



申請も出されておらない違法建築だということで、府から撤去命令まで出てるんだけど、いまだに建ってますよね。この課税もずっとされておらなくて、これも最近5年にさかのぼって課税しとるんですけども、この5年以前の問題について、市が当然証拠的にもわかっただけですね。今の挙げた中にはありませんよ、もちろん登記簿謄本とか確認とかね。しかし、明確にその建物が違法建築だということで府が撤去命令を出してるということは、ある意味の確認申請事項でしょう。当然、それはなぜ課税の方で——課税は違法建築であろうと何であろうと、そこに建物が建てば課税するわけでしょう。しかも、その建物は工場ですから、市の指名業者でもありますよね。課税してないときに指名もしとるんですよ、この問題は。当然、納税証明書を上げて、課税してないから納税証明書を上げなくても通しとるんですけどね。

こういうようなことが実際の現場で行われているということは、市長どうなんですか。すぐぎゅうぎゅうと詰める話じゃないですけども、こういう状態が課税の1つの特別なことでないと思うんですね、この問題は。どうなんですか、こういうチェックのあり方、またこういう対応のあり方ですね。見つかったからの対応のあり方についてね。

〔傍聴席から発言する者あり〕

議長（巴里英一君） 傍聴席はお静かに願います。中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 課税、特に1番目の二重に対してのミスがなぜ早く正せなかったかという御質問にお答えします。

課税データが二重につくられてましたことは、確かでございます。そのチェック体制は結果として十分でなかったと、私どもも反省いたしております。

それなら、なぜチェックができなかったかと申しますと、当時、読み合わせ等のチェックを行っているわけですけども、結果としてなかった。現在も新規作成データについては、全件読み合わせによる照合をかけておるわけですけども、その方法以外に同じ内容のデータが読み込まれた場合、エラーチェックにかかるようなプログラムというのがございまして、そういうようなエラーチェックの変更がないので、今後エラーチェックを可能な限りプログラムに変更をかけていきたいと、かように考えているところでございますので、よろしく願います。

先ほども御答弁申し上げましたように、課税未家屋調査、いわゆるチェック体制ですね、未家屋、こういうようなものの形は、課税客体の把握にはいろんな5つの方法を駆使いたしまして、鋭意課税漏れのないように努力いたしておるところでございますが、土地の筆数、家屋の棟数、そういうようなものが多数ございまして、(小山広明君「ちゃんと答弁してよ。聞いとることだけに」と呼ぶ)そういう形で課税漏れのないように、どうしても人間的なもの、物理的に多いというもので漏れも生じてきますので、これを最小限に食いとめるため、日ごろ未家屋調査に鋭意努力いたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長(巴里英一君) お静かに願います。小山君。

2番(小山広明君) 私が質問しとることにきちっと答えてもらってないですね。わかった段階で当然納税者にちゃんとした説明をして、その段階で処置しておくのが当たり前でしょう。それがなぜ3年間放置されて、納税者から発見されて、それでその処置をとったんじゃないですか、最近。そのことを聞いとるんですよ。

もう1つは、違法建築で撤去命令が出とるわけですから、そこに建物が建つとることはわかるとるじゃないですか。今はそれは違法建築でも何でも、そこに建物が建てば課税するんでしょう、税は。違法建築にはしないわけじゃないでしょう。なぜ、そういうことがなされないのかですよ。それは普通に考えると、何か癒着があるんじゃないかと思うので、この件は。そうでしょう、建つとるんだから。その後指名業者にもしとるでしょう、工場ですから。工場というのは、請け負つとる仕事をしとるんですよ、その工場は。もう1つは、そういう公害防止条例の特定工場にもなつとるわけですわ。そういう行政的手続を全部その建物でやつとるんですよ。しかし、一番漏れとるのは課税だけしてないんです、そこだけは。

これはちゃんと調べて議会にもきちっと説明してくださいよ。二、三年前にそういう二重課税を正常に戻したときに、だれがやって、なぜそれがきちつき納税者にも報告されなかったのかも、何回もこの質問をする前に聞いとるけど、わからん、わからんですよ。こんなんわからんで済む問題じゃないですよ。これはちゃんと責任持ってきちっと原因をね、そしてそれから再びそういうことがないようにするのが行政の手法だと思いますから。

市長、このことはきちっと処理をして、ちゃんと議会にも報告してくださいよ。私も何回もこれを聞いて、わからん、わからんで済んどるんですけどね、それじゃ済まないと思うんで、ちゃんとやるという姿勢だけしてください。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） お尋ねの2件の件につきまして、正直今いろいろお聞かせをいただいて対応を考えておるんですけども、おっしゃるとおり二重課税の問題——事実関係をもう一度私の方でもきちっと調べをさせていただきますが、先ほど参与から御答弁を申し上げましたように、それなりに一応の対応はさせていただいておりますけれども、再度のお話でございますので、21年前まであれしたというようなお話もございますので、その辺はまた事実関係を調べて御報告をさせていただきます。

それともう1点、違法建築の部分ですけれども、これは先ほども御答弁させていただきましたように、なかなかいろんな方法で——登記であるとか、建築確認であるとか、いろんな方法で、あるいは航空写真を使っても課税客体を把握をしていくと。これは我々、基本的な任務として、税収がなかなか伸びない中、課税客体をつかむというのは基本的な責任でありますので、努力をしておりますけれども、やはり何らかの形で残念ながら漏れてるという場合もあることも事実だろうと思います。

したがいまして、指名業者でありますとか、公害防止の特定工場とか、他方の関係でいろいろそういう認定もされるところだとおっしゃるお話もありますので、これにつきましても一定の対応はさせていただいてるというふうに思いますが、なぜこれがかめなかったかというふうなことも含めて、また議会には御報告をさせていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） これは5年しかさかのぼれないというのは、納税者の権利としては、私はそれはもうしゃあないと思うんですね。しかし、市がそういう撤去命令が出されておったり、それからそういう関係法令の指定を受けとるときに、市の責任があると思うんですよ。これはやっぱり責任をちゃんと明確にしないと、なあなあで市の責任だけはきちっとしないということではだめなんで、やはりそれは市の市長も含めて、一回責任問題も含めてちゃんとしてください。このままでは納得できないですよ。そ

れは強く要望しておきます。

それから、次に市営住宅の問題で、市が建てかえをするという理由の大きな柱としては、そういう公営住宅、市営住宅を市民が待っとるからということが、私はこの建てかえをするといったことの判断の大きな柱だと思うんですね。この面については、払い下げをしてほしいというのは、当然私は住居者の真っ当な要求だと思うんですが、理由に掲げた、市民に市営住宅を早く提供したいということも実現してないと、この面で言うところですよ、市長。そうしたら何にもこのことはしてないんじゃないんですかということをやるとるんだから、ほかのことをやるとるから私は何にもやってないんじゃないというのは、ちょっとすりかえなんですよ。そうですね。そうですね。この面において実現してないんですから、この面については。

それからもう一つは、もう一遍改めて、平島市長が建てかえを決断して、国の補助金をもらってマスタープランを立てたと。それを引き継いで、あなたは改めて向井市長として建てかえをするという判断をした原因と申しますか、理由について、もう一回明確に言ってください。ちょっと二転三転しとるように思うんです、市長の理由がね。3年半以上たったことを踏まえて、その判断が正しかったのどうかも含めて一回答弁してください。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども申し上げましたように、市営住宅というのは市民の全体の貴重な財産を入居者に使っていただいているわけでありまして。したがって、市民共有の財産の1つであるというふうに認識をいたしております。

入居者の皆さん、特に3団地の方は、以前その部分を払い下げをするという当時の行政が約束しておったという部分も十分お聞きもし、調査もし、存じております。その後、前市長の中で、建設省自身がこういう公営住宅の今後のあり方として、要するに建てかえをして戸数をふやしていくんだという方針が出されまして、泉南市におきましても公営木造住宅については、この建てかえ10カ年戦略という中に位置づけをして、そして住宅再生マスタープランというものをつくったわけでありまして。したがって、市の意向としては、建てかえをして戸数をふやしますとともに、新たな市民の住宅に困窮されてる方も含めて供給をしていくと、こういう考えでございました。

その間、前市長から私になりまして、いろいろ経過があって、入居者の皆さんと再三話し合った中で、一定の建てかえをしたいという結論を出していただきました。ただ、その際、過去の経緯もあるんで、我々がその入居者の意向をどう反映できるのか、あるいはどの程度皆さんのニーズを取り込めるのかということについては、双方新たな提案も含めて検討していきましょうと、こういうことになったわけでありまして。

それがずっと続いているんですけども、さきの質問者にもお答えしましたように、この7月27日に代表の方ともお会いいたしましたけれども、その中で1つは訴訟を考えているというお話がございました。それは私は、訴訟をなさないと困るとも言う立場にないと、皆さんで御判断をされたいということをお願いしたわけでありまして。

それから、そのときに特に府の方に照会しておりました定借住宅ですね、分譲型の。これの返事がまだ来ておらないということをお願いしたんですが、これがごく最近参りまして、先般入居者の方々にもお示しをしたところでございます。

あわせて、要するに土地だけですね、土地を求めたいという方がおられるのかおられないのかということもひとつ皆さんで検討していただきたいということをお願いしました。それについても今回一定の回答をいただきましたけども、ですからいろんな形でこの解決に向けて、今我々の方も努力をいたしているところでございますから、基本的には前から申し上げておるように、いろんな法の制約の中でひとつ円満に解決できる方法を模索をしていきたいというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長の建てかえをするという判断をした原因は、今言うように公営住宅は建てかえをするという国の方針があるから、こういうことですね。それしか言ってないですね、今言ったのは。今その部分はそれしか言わなかったと思うんですが、それでいいんですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が申し上げたのは、公営住宅をふやして、そして今の入居者はもちろんでありますけども、新たに住宅に困っておられる市民の皆さんにも御利用をいただくと。要するに公営住宅をふやして、建てかえによって1.5倍とかいう数字になりますけれども、そういう形でふやし

て、さらなる需要に供給の面でこたえていきたいと。その1つの手段として建てかえ10カ年戦略というのが——これは前市長の時代ですが、出てきたということで、その中に老朽の木造住宅、それから長山住宅ですね、位置づけまして、そして計画を立てたと、こういうことでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

2番（小山広明君） ふやしたいということだけども、3年半たってそのことも実現してないんですね。やっぱり16年——もっと上林さん時代からの懸案だし、きのうもおとといも住宅の方ともお話ししたんですが、樽井町の時代から、この家は10年したらあなたのものになるんだというようなことで入ったとその方は言われとるんですけどね。そういうようにやっぱり——これ、建てかえといっても3大都市圏だけでしょう。3大都市圏以外は別にそういう通達も出てないわけですし、法律そのものは変わってないわけですからね。

しかし、あのころは、やはりバブルというんか、経済成長の時代で、やはり土地が少ないと。そういう社会状況があってそういう通達が特別に出たけども、私は3大都市圏の大阪圏の泉州が、果たして都市圏に入るのかなという疑問もあるんですけどね。そういう画一的なことで行政を進めることも、今いろんな問題が出とるんですけどね。

そういう時代状況からいえば、今本当に公営住宅を市が建てて新たに政策として強力に進める時代かなと思うんですね。やっぱり借家というよりも自分の持ち家を持つとか、都市に集中した人口をもっと地方に分散していくとか、いろんな政策が今考えられとるし。

この払い下げをして——このときも市の財政難ということが払い下げをすることのきっかけになっとるんですね、議論を見ると。じゃ、これ公営住宅法の趣旨でもあります売ったお金については、新たに公営住宅を建てることに使いなさいとなっとるのは当然でしょう。ほかに使ったらいけないわけですね。しかし、それはなされてないですね、この問題は。同和向け住宅になったかのかどうか分かりませんが。

だから、今財政状況は僕はそこよりももっと厳しい状況にあると思うんですね、泉南市は。先ほどほかの議員からも出ましたように、そういうものは考えとるんかと。僕は事業部長の肩を持つようじゃないですけども、やはり聞かれた方は、払い下げた場合のシミュレーションがどうかという

ことを僕は趣旨として聞いとると思うんですが、それは市長の答弁でもそれはしてませんと、する必要がないと、それは制度的にできないんだからと言うんだから、恐らく聞こうとしとるところのシミュレーションはしてないと思うんですね。

だから、そういう点ではやはり払い下げをして、そのお金でもって市長が本当に市民のために公営住宅を建てていくんだというのであれば、そのお金で建てるのはもうすぐできますよ、これはある意味で。16年とか20年の行政の行為を変えるというのは、市長でもやはり変えられないと腹の中では思っとるから、住民の同意がないとできないとそこで明言しとるわけですから、その限りにおいてかまの柄は住民に移っとるんですよ。住民がうんと言わなかったらできないですからね、あなたの政策は。それはだれが考えても、どんな人が考えても、この払い下げをしますという長い行政の行為というのは、これはもう無視できませんよ。

私、この間の質疑でも言いましたように、払い下げしますということをして行政の責任ある方が言った段階から、その人の実質的な品物になっとるから、その人が借家としての概念でもう住めないんですね。出れないんです。その人はそこから動けなくなるんです、現実的には。

そういういろんな問題をこの問題は生じてしまっとるわけやから、今さら全然違う払い下げはしません、建てかえするんだといっても、定借の問題でも積極的に住民から出た問題じゃないでしょう。ある議員から提起されて、ちょっと違うからってあんたとも検討したるうけども、それは住民の合意を定借でやっていくのは、もっと困難ですよ。一番簡単なのは、行政が約束したことだから国もわかってくださいと言って市長が国に頭を下げて行けば、みんな丸くいく話です。そしてそのお金であなたの言う新しい住宅を建てて提供していくと、この方法しかないんじゃないんですか。

議長（巴里英一君） 小山君、時間が近づいておりますので。

2番（小山広明君） なぜ、あなたは3年半もたって、まだ1つもあなたの求めるものが実現されてないにもかかわらず、いまだに——きのうなんかバックする答弁になってます、政治決断したんだと。あなたはもうお互いに壁に離れてということと言っとるわけですから、そういうことをまた壇上で、私は建てかえの政治決断をしたんだと、そんなことを言っただけにっちもさっちも行かないですよ、それは。

そういうことで、墓地の問題にも触れたかったんですが、墓地も問題も、  
膳本では差し押さえになっとるわけですからね、もっともっと建設が困難  
になりましたよ。そういう点で、初めの申請内容に大きな問題があったわ  
けですから、市長としてはやはり大阪府に、やっぱり私が言ったとおりだ  
ろうというぐらいのことを言うて行って、許可の取り消しをさせるべきだ  
と思いますよ。答弁する時間があったら答弁してください。

議長（巴里英一君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

次に、12番 真砂 満君の質問を許可いたします。真砂君。

12番（真砂 満君） 民主清和クラブの真砂満でございます。大変お疲れ  
でしょうが、60分おつき合いのほどをよろしくお願い申し上げます。

さきの定例会では一般質問者15名のうち13番目、そして今回が15  
番中14番と、どうもくじ運の方が悪いようでございます。

私は一般質問の場で提案するのもどうかという気がいたしますが、現在  
の一般質問のあり方も含めて、議会運営のあり方について一考を要する時  
期にあるではないかという気がいたしております。ただ、質問をする機会  
や時間の制約を縮小の方向で議論するのではなくて、本会議と常任委員会  
や特別委員会での議論のあり方や重要な課題に対する集中審議など、政策  
議論を活発化する方策を模索することが肝要だというふうに考えておると  
ころでございます。理事者の皆さん方も、言い方が適当ではないというふ  
うには存じ上げますが、質問中だけ何とかクリアすればよいといった姿勢  
ではなく、現在の施策や今後行おうとする方針に対して、もっともっと自  
信を持って議論をいただきたいというふうに思うわけであります。決して、  
単に検討しますとの言葉のみでその場を逃げたり、問題の先送りをしない  
でほしいというふうに思います。

では、通告をいたしております各項目について質問をさせていただきま  
すので、さきのことを十分踏まえてよろしくお願いをしたいというふうに  
思います。

まず最初に、大阪府の財政再建プログラム素案並びにそのプログラムに  
入っております老人医療費助成の見直しについて、お伺いいたします。

既に市長会を通じ、大阪府の財政再建プログラム素案に対する意見書が  
出されているようでありますが、今日の危機的財政状況に至ったことの大  
阪府としての十分な分析や責任の所在を明らかにしないまま、福祉や教育



を含め一切の聖域をつくらぬ今回の素案提示は、私たち泉南市民を含む大阪府民の生活に重大な影響を及ぼすばかりでなく、長年にわたって築いてきた大阪府と市町村との信頼と協力関係を一方的に切り、大阪府の負担を単に市町村に転嫁させるだけであると言わざるを得ません。

特に、昨年9月に発表された老人医療費助成制度の見直しは、府の財政事情を理由に対象者を一方的に所得で線引きをし、対象者の約8割もの高齢者を排除するものであります。この11月に実施されるこの制度改悪に対し、既に本年の1月の時点で改悪反対署名に50万人近くもの署名が集まり、多くの議会で本制度の存続や見直し反対の意見書並びに決議が相次いで採択されたことは、御存じのとおりであります。生活への影響が大きく、住民の理解が得られないことで、多くの市町村ではとりあえずの継続を決めたようであります。

そういった背景の中で、今回の大阪府の財政再建プログラム案の個別見直し項目並びに本市における影響についてどうなのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

また、今後の対応についてもお聞きをしたいと思います。老人医療費助成については、本議会で提案されなかったことを一定評価をいたしますが、現在の市の考え方と今後の方針についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率が連続して100%を超え、この間さまざまな方策をされておられるところであります。本議会でも他の議員さんが数多く取り上げられておりますので、できる限りだぶらないように質問をしたいというふうに思います。

今、市民の皆さんによく言われることがあります。少し紹介をさせていただきますと、役所は金がない、金がないと二言目にはそう言うが、一体取り組みはどうなってるんや、また我々民間では役所みたいに悠長なことは言うてられへんのやと、またそれを許してもらえへんのやというようなことも言われております。

また、職員を見て、もっと危機意識を持って取り組みをせえというような言葉も言われます。場合によっては、ここで紹介できない厳しい指摘を受けることがこの間多くなってまいりました。もちろん、私たちの議員定

数の問題にも言及をされておりますし、何よりももっと早く目に見えた形で答えを出してほしいということが声を大にしての要請でありました。

そこで、平成11年度の目標を達成するための財源確保、また事務事業、行政運営、それぞれの取り組みと成果は、現在のところどのようになっているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。また、修正見直し作業はどうか、検討項目に対する職員の取り組み姿勢並びに意欲はどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、労働行政についてお尋ねいたします。

これも既に今議会におきまして答弁されていますように、経済企画庁は、依然として景気は停滞し、厳しさを増していると発表しております。構造的な不況業種である繊維産業を中心とする本市の地場産業は、危機的な状況にあると言っても過言ではないというふうに思います。

このような状況の中で、企業の経営安定を図るために、府における融資制度の拡充や市の利子補給並びに中退金の助成等をされておられますが、長く暗いトンネルからはまだまだ抜けきれず、光さえ見えない状況であると言わざるを得ません。

そういった中では、そこで働く労働者の皆さんの生活基盤も大変なものがあるわけでありまして。突然あしたからもう来なくてもいいよと。給料が遅延するといったような話は、今となってはびっくりもしなくなるほどに日常化してしまっています。もとより、そういったところで働く人たちには、労働基準法や労働安全衛生法といった労働関係法が最初から度外視され、就業規則に至っては、ただ単に紙に書いた書類としてあるだけの状況であります。

そういった地場産業の労働環境にある本市において、事業経営者の振興と消費生活の課題と合わせて、もう一方の労働者に対する政策は現在のところどのようになっているか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

最後に、交通環境行政についてお尋ねをいたします。

近年、各家庭に車が2台、3台保有しているのが珍しくないほどに車社会が進展をし、そのことによって交通渋滞、また事故、環境破壊などの問題が深刻化しております。これらの問題解決のためには、都市構造そのものの問題や、道路、安全施設などの基盤整備の確立、法令、行政の一体化

など、解決しなければならない問題が数多く山積をしています。交通環境をよくすることは、都市機能を正常化し、大気汚染の減少にも大きく寄与することは明らかであります。そういった意味で、交通問題全般に関する政策立案予備協議機関として、市長の諮問機関を設けてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょう。

また、違法駐車の徹底的な取り締まりと、違法駐車防止条例の制定や自動車の公的駐車場の設置と助成の促進、秩序確立のための条例の制定をしてはどうかというふうに考えますが、市の考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、各項目について壇上から質問させていただきました。ひとつよろしくお願いをします。答弁によりましては、自席の方から再質問をさせていただきます。

議長（巴里英一君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 大阪府の財政再建プログラムにつきましては、この7月に突然我々の方に示されまして、大変府市協調という信頼関係を損ねたというふうに思っております。我々市長会といたしましても、8月24日に意見の取りまとめをいたしまして、8月末に知事を初め大阪府議会議長さんを初め各幹事長に要請をしたところでございます。

私といたしましても、この財政再建プログラムについては、1つは余りにも唐突であり、また府としても十分な説明のない現段階、また内容が市町村に非常に大きなしわ寄せをもたらすものであるという観点から、容認をしがたいというふうに考えております。

先般行われました市長会において、大阪府副知事より再度説明があったときに、今後市長会と大阪府でこの問題に対しまして懇話会を設けて取り組んでいくという方向が示されたと聞いております。この日は議会がございましたので、私は出席をいたしておりませんが、そういう報告を受けております。今後ともこの問題については、本当に府と市が対等な立場で話し合いをしていく必要があるというふうに思っております。影響額等は、後ほど担当より御答弁申し上げます。

関連をいたしまして、老人医療助成の見直しの件でございますけども、大阪府はこの10年の11月1日以降新たに65歳に達する方から市町村

民税非課税世帯の方が対象になる制度に改正をされましたが、泉南市といたしましては、この問題は非常に大きな問題でありますとともに、もう少しより慎重に検討する必要があるという観点から、今議会への上程を延期をしたところでございます。

この老人医療助成制度は、創設以来今日までの間に平均寿命の伸長、平均所得の上昇等、高齢者の生活や経済環境が大きく変化してきております。また、一方で単身高齢者等を中心に所得の低い層が存在することも事実でございます。

今後の方針といたしましては、現在の財政状況等を勘案しながら、確実にやって来る少子高齢化社会に備えての高齢者の保健・医療・福祉施策全般についてトータル的に考えた再構築が必要であろうかというふうに思っております。したがって、大阪府で示されました31施策とも全般にトータルとして考える再構築が必要だというふうに考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

議長（巴里英一君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 府の財政再建プログラムが市への与える影響額につきまして、お答えさせていただきます。

この素案どおり補助金などが削減されますと、市財政に及ぼす影響額といたしましては、一定の仮定がございます。平成9年度と同じような事業を行っていくとした上での仮定でございますが、土木市町村の補助金として約2,400万、市町村振興補助金が約2,300万、それと施設整備貸付金等が約3,800万等、平成11年度で約9,500万円、12年度で約1億800万円と増加していく影響がございます。

さらに今後、母子家庭などの医療費助成制度の見直しが予定されておまして、これらの影響額についてすべて市が負担することとなりますと、厳しい財政状況に追い打ちをかけることとなりまして、これまで以上の経費の削減や事務事業の見直し、圧縮をさらに進めていく必要が生じまして、市民生活にも大きな影響が出てくるのではないかと懸念いたしておるところでございます。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 行財政改革の取り組みと成果及び職員の取り組み意欲につきまして、御答弁を申し上げます。

行財政改革の取り組みにつきましては、定期的に推進本部を開催し、計画しております項目の推進を図っているところでございます。現在までの成果としましては、事務事業の見直しにより海水浴場の運営方法や高齢者慰問などの見直し、サイン整備事業の廃止、各種事業の凍結及び計画期間の変更を行ったところであります。

また、財源確保につきましては、歳出では経常経費の10%の削減、予算配当の保留、イベント経費の縮減などによる経費削減を実施いたしました。一方、歳入では、自主財源の根幹をなす市税の確保のため、休日の臨戸徴収の実施などによる徴収の強化、事業化の予定のない用地の売却や使用料、手数料の見直しの検討など、財源の確保に努めているところでございます。

さらに、行政運営体制では、各種相談業務の充実、昼休憩時の窓口開放の実施、市民課窓口体制の改善、職員採用の抑制、情報公開制度の導入の検討、窓口従事事務手当の廃止などを行う予定でございます。計画いたしております項目でまだ目標に達していない項目につきましても、推進本部において進捗を図り、早期に方向づけたいと考えております。

また、職員の取り組み意欲につきましてはでございますけれども、今後市の危機的な財政状況等を再度周知徹底をし、職員の意識改革に努めるとともに、市民サービスの向上や効率的な行政システムの確立に最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の御質問のうち、労働行政と交通環境について私の方から御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、雇用情勢等につきましては、極めて厳しい状況にあるという発表がされてございまして、本市におきましては、本年4月より大阪府の労働相談支援事業の1つでございます派遣労働相談を実施いたしております。これにつきましては、毎月第2木曜日に労働相談窓口を設置しましては、勤労者のための相談と位置づけまして、現在取り組みを進めているところでございます。

また、労働相談担当職員の労働相談に対する認識を深めるとともに、労働相談処理能力の向上を図ることを目的として、大阪府の協力のもとで

ざいますが、本年4月より専門の講師による講義や実際に対応した労働相談の事例を素材としてディスカッション等を行う中で、法的な問題点、対応方法などについて検証、検討する演習形式などの研修等に取り組んでおりますのが現状でございます。また、市の広報紙への労働問題に関する掲載や啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

また、今後の展開に関しましては、労働相談そのものが法的な権限によらず、行政サービスとしての機能を最大限発揮し、労使間の話し合いを日々支援することが基本となりますので、当面は大阪府の労働相談支援事業を継続実施してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、交通環境の問題でございますが、近年の交通渋滞の慢性化、また騒音、排ガスによる大気汚染や駐車違反、交通事故など、日常的な課題が多く提起されており、とりわけ交通環境はまだまだ改善されたいと言いたく、いろいろな面において多くの交通問題を抱えているのが現状でございます。

この現実を改善していくため、本市においても道路関連施設の整備や道路を取り巻く環境の改善、またノーマイカーデー運動の推進、違法駐車の実態調査、公共交通機関の利用促進や交通の円滑化への推進など、さまざまな諸問題解決のため、泉州地区交通問題協議会並びに泉南市交通事故をなくす運動推進本部及び警察署等との連絡を密にしながら、問題解決に努めているところでございます。

また、議員御指摘の違法駐車条例等につきましては、道路交通法等に基づく規制、制限がなされており、交通取り締まりの対象とされる行為であることから、条例制定については現在難しいのではなかろうかと、これについては将来的な課題として検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは申しわけないですけど、自席の方から再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、府の財政再建プログラムの件でございますけれども、今市長から御答弁をいただきました。認識の方は変わりはないので、非常に困った問題だなというふうに思います。

ただ、我々市民も含めて府民に大きな影響があります。かといって、大

阪府の財政を見てみますと、再建プログラムを立てながら構築をしていかなければ府財政がつぶれると、一方ではそういった側面があるわけですから、何らかの影響があることは間違いのないというふうに思います。

ただ、手順、手続の問題として、唐突に出されて素案だけを発表されると、こういったやり方については厳しく非難をせざるを得ないなというふうに思います。今御答弁いただきましたように、引き続いて懇話会が持たれるということでございますから、どうかそういった場で市長として——これは市長会という形だというふうに思いますが、十分に市としての意見を反映をさしていただきたいなというふうに思います。

それで、影響額の関係なんですけども、先ほどお答えをいただいた金額なんですかね、私はもっと市として——今の事業を継続してやっていくという形態は確かに違いますから、一概には言えないというふうに思うんですけども、もっと大きな数字の影響が出てくるのではなからうかなというふうに思うんですけども、概算ではざっとそういった数字で間違いはないんですか。

副議長（上野健二君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 先ほど申しましたような主な3項目でございますけども、ほかに若干の項目ですね、農林の関係の項目の500万等が入っておりますが、すべて含めると9,500万と。これと別に老人医療費助成に関しましては、平成10年度では226万、それとこれは別個でございますして、老人医療費助成につきましては11年度が約2,800万という影響額でございます。この件をちょっと落としましたので、申しわけございません。

副議長（上野健二君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、老人医療助成の件についてお伺いをしたいというふうに思います。

11月から実施をされると、これは多くの府民の皆さんが反対をしていると。それはもうさきに述べましたように、議会で意見書並びに決議書の採択をしてることを見ても明らかでありますし、府が11月実施を決めてもそれに従わない市町村——泉南市も9月議会に提案をされておられませんので、11月実施に合わせないという方針だというふうに思うんですけども、大阪府がいろんな形で31施策云々という形で出してきてます。

その施策を出してくることについては異議はないわけなんですけども、本筋にあるのは、やはり財政事情が悪化したからということだというふうに思うわけなんですけども、全国的に見ますと、大阪府の今まで行ってきた施策というのは、大変先駆的な施策ですからすばらしいものだというふうに思うんですけども、財政事情だけをもって今までやってきた施策を一方的に切ってもいいのかどうか。また、その施策に乗ってきた泉南市として、今後その施策について、財政事情だけをもって続ける、切る、そういった方向性についての考え方について、今現在どのようにお持ちなのかお聞きをしたいと思いますというふうに思うんですが。

副議長（上野健二君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 真砂議員御質問の老人医療の見直しについて、今後の考え方といたしますか、述べさせていただきたいと思えます。

この老人医療の見直しにつきましては、先ほど市長が申しましたように、この11月から非課税世帯の方々について老人医療の助成制度がされるという大阪府の方針変更がなされておると。従来、この医療助成制度につきましては、府が5分の4の補助金というのを交付されておりました、市が5分の1という形で老人医療助成をしていたところでございます。

この1つの大きな理由としましては、やはり老人医療費が今後少子高齢化というんですか、そういった中でどんどんふえてくるというのが、これが1つの大きな理由だと思えます。そういった中で、大阪府の考え方としましては、今後本格的な少子高齢化の到来を間近に迎えたというところから、バランスのとれた総合的な福祉政策を確立するということが大事と。それとあと、環境の変化でありますとか、あるいはニーズの多様化等に対応しまして、負担のあり方についても検討を加え、施策の再構築を図るといようなところが、これは衛生対策審議会ですか、その辺の答申も受けまして考えられ、今回の制度改正になってきたと、こういうふうに思えます。

我々としましても、当然府が5分の4の補助金を交付されておりましたので、確かに市としての財政に対する影響というのは大きいものがございます。それ以外に、やはり特に予算的なことになると、当然福祉の総合的、トータル的な考え方、あるいは今後は高齢者の保健・医療でありま



すとか福祉、こういったトータル的な考え方をもとに検討を加えていかなければならないと、このように思います。ですから、この老人医療費の問題だけじゃなしに、すべての施策について我々としては考えていきたいと、このように思います。

じゃ、どういうふうにしてこれを考えていくのかということになりますと、今回大阪府の方からこの老人医療費の助成制度のかわりに31項目といった形の大阪府の施策が出されております。この施策も我々としては念頭に入れながら、できる範囲の中で施策を推進していかなきゃならないと、こういうふうを考えておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（上野健二君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今、現在の高齢化社会を背景にしてますから、当然今まで行ってきた、言葉は悪いかわかりませんが、ばらまいてきた福祉から転換をしていくと、そういった趣旨は非常によくわかるわけなんです。

ただ、今回思うのは、特に財政が悪くなければほんとにこのことが出てきたのかなと、そういう転換をしていくという議論が前面に出てきたのかなという気がしてならないわけなんで、まず財政事情悪化ありきではなからうかなというふうに思うわけでありまして。

ただ、そんなことばかり言っても始まりませんので、新たな施策、今大阪府が出してます31施策ですね。これは府がやるもの、市がやるもの、いろいろあろうというふうに思うんですけども、今の段階では市は11月実施をしなくて、とりあえず継続するという形だろうというふうに思うんですけども、これはある時期、いつまでも、今まで5分の4を補助していただいていたものを全部市が持つわけなんですから、市の負担額も大変なものになってくるわけで、持ちこたえられるかどうかという判断もしなければいけないというふうに思うわけです。

そのときに、大阪府が今出している31施策のうち、市がどれだけのものができるんやということが非常に重要になってくるというふうに思うんですね。今の段階でどの施策なりを考えられるのか、そういった施策が十分に実施できるという段階になって、初めてそういった助成を切っていくのかどうかですね。そこらはどうなんでしょうか。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この老人医療助成の所得制限ですね、それを強化するという中で、この大阪府の31項目が出てきたわけです。これは今後の高齢化社会の中にあって、限られた資源というんですか、それを効率的に使うというところ辺、この辺もあったと思います。

ただ、泉南市としましても、当面はこの大阪府が示されておる31項目、この項目の中には市が主体的にやっていくもの、それから大阪府でやられるものとかあるんですけども、すべてがすべて出てからすぐにやれるというものでもございません。現在、これはことしの4月からなんですけども、高齢者の住宅の改修事業、これが50万円から100万円までに限度額が上がったという制度もございます。そういうものにつきましては、現在市がこの制度について実施しておりますので、そういったものについては早急にでも対応できるだろうと、こういうように思います。

現在、まだ大阪府の方でも補助要綱をつくりまして、市の意向を今聞いている、特に文書なんかで照会があるというような項目がございますので、我々としましては、医療の助成の方は助成の方で別に考えます。それと、あと新しく施策をつくっていくもの、あるいは今現在行っております施策について充実していくといった、そういった形で事業というんですか、施策を考えていきたいと、このように思います。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 時間の関係がございますので、要望にしときたいなというふうに思うんですけども、やはり十分に施策転換をするときには、今打ち出されてます大阪府の31施策、その中で泉南市として一体何ができるのか。いずれにしたって、するにしても新たな財源が必要になってくるわけですから、その辺どうなのかも含めて十分に検討をする必要があるというふうに思いますので、よろしく願いをしときたいというふうに思います。

それで、市の行財政改革についてでございますけども、先ほど壇上の方でも述べさせていただきましたが、最近ほんとはよく市民の皆さんに言われます。市民の皆さんが市の方にいろいろものを言っていたときに、我々もよく言うんですけども、やっぱりお金がないからできへんのやということをついつい言うてしまうことが多いようでありまして、行政の皆さん方も市民に対して、そういった言葉を多く出されているようであります。

そこで、市民からすれば、何言うてんねん、行革大綱をつくっている会議ばかりしてるけど、いっつも答え出てへんのと違うのかいというような声が我々にも聞こえてくるわけでありまして。そこで、何かもっと目に見えたような形で具体化できるようなことを示さなければいけないのではないのかなというふうに思うわけです。これまでの議論を聞いてみても、目標数値を立てても、それが結果だけを見ると悪くなっていると、一体その間の見直しというか、時々チェックは一体どうなってるんやと、ただ単に結果が出て、結果評論だけで終わってしまってるのではないのかなと、そんなことで行政改革できるのかなというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

そういった意味で、先ほど質問の中で個別の取り組みと成果について、財源なり事務事業なり、行政運営について、さきの答弁者があったということで割愛をされたのかなというふうに思うわけなんですけども、このあたりはどうなんですか、きちっとところどころでチェック機能というんですか、そういったものは働いてるんですか。どうなんですか。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） この行政改革につきましては、平成9年、10年と2カ年にわたって現在も行っております。そのような中で、先ほども御答弁さしていただきましたような項目を、9年度には幾つかの項目があって、そのうち目標が達成できたものとか方向づけができたもの、それと10年度もそういう形で幾つかのものがございます。それにつきましては、行財政改革推進本部の中でチェックをし、今後できていないものについても、引き続きというような方向づけを行って推進をしているところでございますが、具体的にこれでどれだけの数字とか、どれだけの成果ということまでは現在まだはっきりと、ぱくっとした形でございまして、きちっと出ていないので、皆さん方には大変わかりづらいような形だと思っております。

今後、今残っている課題についても引き続き推進をしていくわけでございますけれども、今後もある程度長期のスパンの中で、どれだけのことが行革の中で答えが出せるかということについても現在検討中でございますので、その辺も含めて今後は取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今の答弁を聞いてますと、なかなか市民が望んでいる姿からしますと、随分とかけ離れてるのかなという思いがしてなりません。

ただ、市役所へ来られる市民の方、それと町中で職員を見ながら感じる市民の方、いろいろあるわけなんですけども、ほんとに財政事情というのは非常に厳しいわけですから、何の余裕もない状況です。だけど、職員を見てるとそんなこと感じられへんと、ほんまに危機意識を持ってやってんのかと、よく言われるわけなんです。特に要職につかれています皆さん方への批判も私もよく耳にするわけなんですけども、例えば職員数の問題と含めて、机にただ座ってるだけやないか、場合によったら新聞読んで何もしてないやないかというようなことも指摘をされることもございます。訪ねて行っても、どこにいてるんかわかれへんと。机でおられる方に聞いても、さあさっきまでおったんやけどなというように答えが返ってくる。こんなことでは、市民に一方で我慢をさせながら、役所でいてる人間がそういうことだということであれば、怒り心頭になっても無理がないのではなかるうかなというふうに思います。

以前、同じ会派であります北出議員の方からも質問があって答弁がありましたけども、例えば名札であるとか、電話の対応であるとか、そんな小さなことですらきちっとできていない。取り組む姿勢、もうそんなことぐらいちゃんとやりやというようなことも言われるわけなんです。さすがに本会議に出られておられますから、名札の方はおつけになっているようでもありますけども、私はそれを指摘をされまして役所の中を見回してみました。ほとんどの方がつけておられない。職員の方にも聞きました。本会議でこんなことあったけど、そんなん上司から言われたかと。いや聞いてへんと、どうなってんやと。もうそんなことではだめだというふうに思いますよ。もっとできることから襟を正す、そして目に見えるような形で、役所変わったなというような形でなければいけないと違うかなというふうに思うんですけども、そのあたりはどうなんですか。精神論だけで非常に申しわけないんですけど、どうなんでしょうか。

議長（巴里英一君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 職員の服務についての御指摘でございますけれ

ども、私も7月1日付で職場が変わりまして、その後当然今真砂議員が言われましたように、名札の問題も御指摘を受けました。急遽、我々としても職員あてに服務規定にもそういう規定がございますので、十分守るようということで文書でも通知をいたしております。当然ながら、市民の信頼を高めるということの中では、やはり職員が公僕としての意識を持って、市民サービスに対応しなきゃならないというふうに我々考えておりますので、今後とも一人一人がこれからの新しい21世紀の時代に対応した公務員のあるべき姿というものを十分自己点検をさせた中で、職員研修も含めて今後取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今公室長がおっしゃられたことを十分にお願いをしたいというふうに思います。ただ、下の人間と言ったら言葉がおかしいですけども、やはり上司を見て下の人間というものは動くわけですから、要職にある人がきちっとしてなければ、下の人間はついてこないというふうに思いますよ。このことだけは、この場で強く言っておきたいなというふうに思います。

それと、税の関係なんですけども、もう八十数%、もう非常な状態ですよ。けさも井原議員さんの方からも指摘をされてましたけども、もう今のままですと、まともに払ってる方がばかを見るのと違うんかいというようなことだというふうに思うんですよ。これはもうきちっと納めてもらう必要があるわけですから、納めていただけるようにしなければいけないなというふうに思うんですけれども、その約2割の方のうち、ほんとに税を納められなくて納めてられてない方も当然あるでしょうし、いやそうじゃなくて納めてない方もあるというふうに思うんですね。そんな比率何か出されてるのか、金額表示で出されてるのか、その辺もよくわかりませんが、そこらの区別なんかできてるんですか、どうですか。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 滞納者の区分というんですか、区別ですけども、滞納金額ごとに滞納者件数を把握いたしております。

現在、人数というんですか、件数にしまして5,048、5万円未満、5万円以上、10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上、

500万円から1,000万以上というように細分化した滞納の区別をいたしております。そういった区別をしながら、集中的に私どもの滞納額に即して、そのスパン、スパンで1年を通じていわゆる計画を立てて、集中的に臨戸徴収を行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 人の言うことですから100%どうかというふうにはわかりませんが、今こういう厳しい世の中ですから、当然払いたいかいけれども払えないという方も多くあるというふうに思います。それはそれなりに督促される側も大変な状況ですし、そこに徴収をしに行く職員の皆さん方も大変だろうというふうに思うわけなんですけども、人の話では、そこは税は滞納してますけども、決して払えない状況ではないと。人の家計のことですから、周りで見ただけではよくわからないというふうに思いますけども、やはりほかに原因があって納めないんだと、そういった話も耳にするわけでありまして、行政の方に不満があって納めないという方もあるというふうに耳にするわけです。

こんなことでは、そのことがまた逆に広がるということは、泉南市にとって非常にマイナスであるなというふうに思います。そこらも多分中田さんの方は十分に御承知おきのことだというふうに思うんですけども、そのことの解決も含めて、きちっとやっていかなければいけないのではないのかなというふうに思っております。

それと、ちょっと教えてほしいんですけども、ざっと30億の空港税ですか、入って来ておりますけれども、この分を外したら、実際収税率というのは何%になるんでしょうか、お教えいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 空港税収を除く税収の率ですが、現在正確に詳しい資料はちょっと持ち合わせておりませんが、80%を切る状態にあると推測いたしております。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） ですから、非常に厳しいというか、基盤が悪いですし、きちっと財源を確保しなければ、事業そのものの、また何もできない

という状況ですから、ぜひとも引き続いて頑張っていたきたいなというふうに思います。

時間の関係がありますので、ほかに移らしていただきますけれども、労働行政の部分です。

雇用情勢については、部長の方は極めて厳しい状況であるというふうに言われました。まさにそのとおりだというふうに思います。現実、これは経済企画庁なり、大阪府なり、ハローワークなり、そういったところからのさまざまな情報収集での御発言だというふうに思うんですけども、行政として、泉南市の状況を把握されたことがありますか、どうですか。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 私どもが担当いたしております商工課としては、独自の調査は行ってございません。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 多分そうだろうなというふうに思います。やはり厳しい、厳しいと言っても、言葉だけの厳しさと、やはり数字をもったの厳しさというのは、大きな違いがあるというふうに思うんですよね。

特に泉南市の場合を見ますと、隣の阪南や泉佐野と比べても、非常に環境は悪いというふうに思うんですよね。1つの工場にしても従業員数を見ても、そうだというふうに思います。大きな工場といえ、私の知る限りにおいても数社しかない。最大大きい事業所といえ、泉南市役所ぐらいでしかないだろうというふうに思います。

そんな厳しい状況の中で働いてる方々、今年度から月1回労働相談をされているということですけども、まだ半年ですから五、六回ということ、件数の方もたかだか知れてるというふうに思うんですけども、私はここでぜひとも気をつけていただきたいというのは、他市でもそういった事例があったんですけども、月1回の労働相談をしていても、件数というものはほとんど上がってこないんですね。これが現実で起こってる問題と、役所の窓口で相談をされる件数というのが比例をしてこない、そういった事例があるわけですし、単に今4月から8月ですか9月ですか、まで行われた実績数だけを見て、それだけしかないという判断をしてほしくないんですが、今トータルでどれぐらいの件数があるんでしょうか。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 真砂議員の労働相談の件数についてでございますが、本年8月末までに相談としまして2件ございました。それで1件については、解雇問題、それに伴う退職金問題の相談がございました。もう1件につきましては、労働時間、賃金、その他退職、管理問題等についての御相談でございました。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 2件とは聞いた方もびっくりしたんですけども、なかなかまだ役所でそういった窓口を開いていることを知らない人たちもたくさんおられるのかなというふうに思います。

ある市の御紹介をさせていただきますと、その市も同じように今我々が行っているように、月1回社会保険労務士さんに来ていただいて相談をするといった形をしてたんですけども、商工課といますか、そういったところで労働係をつくって、広報の方で法律なんかを掲載をしていったときに、勢い相談件数が伸びたという事例があるわけであります。

行政の方に相談に来ない分、例えば労働組合であるとか、また各議員さんの方に相談に行かれてるのかなというふうに思うわけですけども、今、商工課として事業主なり、また消費関連について、補助金を出したりとか政策をされてるわけですから、当然もう一方のそこで働く労働者に対する政策も柱の1つとして位置づける中で、政策を展開をしていただきたいなというふうに思いますので、要望にかえときたいというふうに思います。

それと、時間の関係がありますので、先ほどの交通環境の問題ですけども、違法駐車防止に関する条例については、非常に難しいという部長の答弁がありましたけども、これは部長どうなんですか、ちょっと勉強不足違いますか。泉州各市で既に条例が制定されてますよ。例えば泉佐野市、田尻、熊取、岸和田、そこと泉南市——部長が今言われた答弁、泉南市とそこのまちとどう違うんですか。

議長（巴里英一君） 時間がありませんので、理事者、答弁願います。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 交通環境の件につきまして、再度の御質問でございますが、私、勉強不足か近隣各市の状況を十分つかんでございませ



るので、早急に近隣各市の条例等を調査しまして、前向きに検討してまいりたいと思います。よろしく御理解ください。

議長（巴里英一君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

3時45分まで休憩いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時48分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） まず最初に、きのうの台風で被害を受けた皆さん方にお見舞いを申し上げます。私、市議員を22年やっていますが、トリーになるのはこれが初めてであります。長いだけが人生ではありませんけど、きちっとやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日本共産党市議員団の成田政彦です。私は市民こそ主人公の立場から、大綱7点にわたって質問したいと思います。

大綱第1点は、同和教育廃止についてであります。

さて、同和教育とは、同和問題が提起する教育上の課題を民主主義を守り育てる人間のあり方の1つとして、同和地区の存在や部落差別について正しく学習し、人と人を大切にする真に民主主義が確立し、同和問題が解決するという明るい見通しを持った教育でなければなりません。

長年にわたって、多くの教職員の方を初めとして関係者のたゆまない同和教育の取り組みの中で、今日では差別や貧困による不就学、長期欠席の問題、低学力を克服する問題に多大な努力をされた結果、これらの問題は、今日同和解決の到達段階を反映して、特に同和地区に見られる固有の問題ではなくなりました。したがって、現在同和地区だけ特別扱いしたり分け隔てする同和教育は、終結の時期を迎えています。

しかし、今なお地区、地区外と垣根を設ける同和教育のあり方は、児童・生徒の中に新たな溝と矛盾を引き起こすものとなっています。そのために、今日ではこのような同和教育は、同和地区内外の父母を中心に反対や廃止の声と運動がかつてなく高まっております。

現在、行われている同和教育すなわち解放教育なるものは、差別される者、差別する者という独特な運動理論を前提のもとに、地区の子と地区外の子に分け、地区の子には立場の自覚として立場宣言を行わせることすら

できています。また、解放教育の一環として、全国的には狭山事件を取り上げて、反差別教育として児童・生徒に教え込んでいる例すら見られます。さらに、地区の子に低学力として教師が特別な教育体制までとられております。

日本共産党は、このようなゆがんだ同和教育イコール解放教育は廃止すべきだと考えています。当たり前の教育をすることを主張しております。教育基本法に沿って同和教育を解決し、差別を解消する教育とは、人の命、人の暮らし、平和を大切にすることを、人間の尊厳、一人のとうとさを大切にすることです。それを傷つけたりするような手段、方法をとってはなりません。

さらに、差別だと言われることについては、まさに人間をどう見るかという問題であります。糾弾や押しつけでは解決しません。部落の歴史を学習することについても、子供の成長と発達に見合った教育的なものでなければなりません。さらに、教育委員会に求められるものは、憲法と教育基本法にのっとり、教育の自主性と教育行政の中立を守り、教育条件の整備、改善を行う責任があります。

そこで質問します。今日、特別対策として進められている同和教育を廃止し、及びそれを推し進める教育委員会内のすべての行政組織の廃止、また市同研を初めとする研究組織への公的参加支援の打ち切り、同和研修の廃止、教職員の同和加配については、教育困難校を対象に公正な基準で再配置すること、解放教育、「にんげん」配布については打ち切り、同和推進指定校制度については廃止すべきであると思うが、お伺いしたいと思います。

大綱第2点目は、人権啓発についてであります。

人権啓発に名を借りた意識調査は、市民の中に差別意識があるかどうかを調査するという同和問題の責任を市民の側に転嫁するものであり、さらに市民の中に差別意識があることを前提に市民の意識を変えることを目的にしたならば、教育啓発なるものは人の頭の中を土足でのぞき、それを変えるという一人一人の人間の人格と人間的尊厳の尊重を否定する二重、三重の人権侵害であります。ましてや行政が差別意識なるものを調査すること、また認定することなどは、あってはならないものであります。

そこで質問します。人権侵害を侵す意識調査は即座に中止すべきである

と思うが、お伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、埋蔵文化財センターであります。

現在、埋蔵文化財センターの展示の実態は、海会寺に関する展示がすべてで、今から1300年前の古代の泉南の歴史しかわかりません。これでは市民にとって、泉南のすべての歴史がどのようになったのか、住民の立場に合った市民の歴史が伝わってはきません。まだ未利用の展示室もあります。今後改善すべきではないかと、お伺いしたいと思います。

大綱第4点目は、樫井川河川敷公園化についてであります。

この問題については、何回も本会議で取り上げています。現在の泉南市には中央公園もなく、市民が気軽に散歩できる大きな公園はほとんどありません。樫井川には春夏秋冬多くの野鳥が飛来し、海とも直結した自然を多く残しております。市として市民に親しまれる公園をつくるべきではないかと、お伺いしたいと思います。

大綱第5点目は、市道砂川樫井線の交通安全対策であります。

樫井線は今なお迷惑駐車のみどり場、団地内道路と交差する箇所での交通事故多発など、団地住民からは交通安全対策に多くの不安が出ています。市の対応をお伺いしたいと思います。

大綱第6点目は、一丘団地駐車場増設について取り組みの状況をお伺いしたいと思います。

大綱第7点目は、99年4月供用開始が予定されている一丘団地内公共下水道の整備状況と料金問題について、お伺いしたいと思います。

最後に理事者におかれましては、簡潔、明瞭に答弁されることをお願いして、質問を終わります。

議長（巴里英一君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、人権啓発について御答弁申し上げます。

人権啓発の重要性やあり方につきましては、平成8年の地対協意見具申におきまして、重点施策の方向として、「差別意識の解消のための教育及び啓発の果たす役割は極めて大きく、同和問題に関する国民の差別意識は解消に向かって進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は、積極的に推進していかなければならない」と定められております。

また、啓発活動の今後の方向性としましては、「これまでの同和教育や啓発活動の成果とこれまでの手法の評価を踏まえ、すべての人々の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として再構築すべきである」と定めております。さらには、平成8年3月には人権擁護施策推進法が施行されまして、部落差別を初めあらゆる差別解消に係る教育・啓発及び人権侵害に係る被害者の救済について、改めて国の責任を明確にするとともに、審議会が設置され、具体的施策のあり方が検討されております。

こうした現状を踏まえ、市民の人権意識の高揚を図るため、多くの市民が集い学習する場としての人権週間・憲法週間にちなむ市民の集い、女性問題の啓発を図るステップフォーラム、指導者育成のためのアドバイザー養成講座、多様な相談ニーズにこたえる女性相談の開設、同和问题・障害者問題・在日外国人問題等課題別のヒューマンライツセミナー、新たな視点からの啓発、参加型・体験型の学習としての人権文化講座、人権バスツアー、各小学校校区ごとの校區別講演会やフィールドワーク等、多様な手法や内容をもって推進をしております。

今後とも、部落差別を初めあらゆる差別の解消を目指し、内容・手法の改善を図り、積極的に推進してまいりたいと覚悟でございます。

御指摘ありました人権意識調査につきましては、今年度7年ぶりに実施をし、その経過、推移を見、今後の人権意識の高揚と人権啓発に役立てようとするものでございまして、既に予算もちょうだいをいたしてございまして、今年度実施をする運びとなっております。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいまの御質問の中の同和教育の廃止につきまして、私ども教育委員会が考えているところを述べさせていただきます。

学校におけるあらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒がその発達段階に応じて豊かな人間関係をつくり、差別をしない、差別を許さない人権感覚を身につけるよう、同和教育を初めとする人権尊重の教育を積極的に推進しなければならないと考えております。

同和教育とは、日本国憲法、教育基本法等の精神にのっとり、人間尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくす実践力を身につけた民主的な人間を育成する目的で取り組んでいる教育で

あります。

また、同和問題の解決は、基本的には民主主義を確立するための重要な課題であると思います。なぜならば、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を徹底することが、同和教育の中心的課題ととらえているからです。

この同和教育を初めとする人権教育は、大阪の教育の大きな特徴の1つだと思います。大阪府教育委員会では、同和教育を初めとする人権教育の推進に当たって留意すべきこととして、1つ目は、一人一人の児童・生徒の願いを大切にし、きめ細かい指導を行うこと、特に社会的に弱い立場にある児童・生徒に配慮した指導を行うこと、2つ目は、児童・生徒の生活実態と心身の発達段階を踏まえ、同和教育を初めとする人権教育について、スキルと態度の育成のため、適切な教材の活用を図りながら、児童・生徒が主体的に学べる体験的参加型学習を取り入れた学習内容を確立すること、さらに保護者の願いを大切にし、家庭・地域との連携を図りながら、同和問題を初めとする人権問題の啓発活動に積極的に努めること等を挙げています。まさに、同和教育で実践してきたことは、人権尊重を根底に据えた教育であり、日本の人権教育をリードしてきた実績からも、大切にしていきたいと思います。さらに、同和教育を初めとする人権教育は、部落差別を初めとするあらゆる差別をなくするために、引き続きその役割は大きいものと考えております。

御質問の中にありました同和加配の教員のことでございますけども、同和加配教育につきましては、大阪府が独自で配置をしているものでございまして、我々としましては、その大阪府の教育委員会に申し出をして配置をしていただいているというところでございます。イニシアチブは大阪府にあるということでございます。

副読本「にんげん」の御指摘もございました。このことにつきましては、6月の議会でもお答えさしていただきましたが、この副読本につきましては、1970年、同和教育を初めとする人権教育を推進するためにつくられたものだと聞いております。同和教育を初めとする一切の差別に関する認識を深め、推進体制を確立して指導する必要がある。その具体的指導資料として、副読本「にんげん」の果たす役割は大きいと認識をしております。

なお、この副読本「にんげん」の中身についてですが、部落問題だけではなく、平和の問題、労働問題、在日外国人問題、女性問題、障害者問題等も取り扱っている副読本でありまして、現在では適切なものであると考えております。

最後に、御指摘の指定校の廃止についてでございますが、地区指定の必要性ということも議会の中でもございましたが、こういう必要性の中から指定校についても必要性があるというように考えております。よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 埋蔵文化財センターについてお答え申し上げます。

史跡海会寺跡広場とあわせまして、本市における歴史文化ゾーンの核となります埋蔵文化財センターににおきましては、懸案でありました国重要文化財指定の海会寺跡出土品を一堂に会した特別展示も国の許可がおりまして、本年7月26日より展示オープンの運びとなりました。

また、海会寺跡はもとより、市内各地で行われた発掘調査の最新の成果を盛り込んだパネル展示も適宜開催しており、図書情報コーナーにおきましては、歴史関係の図書資料の閲覧や関係歴史ビデオの鑑賞ができて、来館者が自由に学習できる場を日々充実させていく形で提供しております。

このほか、中学生以下の子供たちを中心とした夏休み体験学習として、昨年に引き続き親子土器づくり教室や歴史探検隊、新たに古代の火起こし体験の実施や通年の体験学習として子供歴史クラブを行っております。

また、高校生以上を対象とした郷土の歴史を再発見する「歴史をあるく」のいわゆる通年講座の実施や、秋期歴史講座並びに地域文化フォーラムの開催などを行い、より積極的に市民に知的サービスを行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 樫井川河川敷公園についてお答え申し上げます。

河川敷の公園整備につきましては、大阪府及び関係市町である泉佐野市、田尻町、泉南市の4者で平成6年以来、協議調整の場を設定してきたところでございます。これまで事業実施に際し、建設費用負担や公園完成後の

維持管理について、樫井川の管理者である大阪府と3市町のうちでどちらが実施するのが適当か、協議検討を重ねてきたところでございます。しかしながら、現在のところ府市ともに財政状況が厳しく、4者の考え方がそれぞれ隔たりのある状況であることから、合意形成に向けて引き続きさらなる協議調整が必要とされる状況でございます。

現在のところ本市といたしましては、今議会明けにも予定されている大阪府岸和田土木事務所との意見交換会などを通じまして、合意形成に向け粘り強く働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

続きまして、一丘団地の公共下水道についてお答え申し上げます。

一丘団地につきましては、本年7月1日をもって供用告示を行っており、具体的下水道使用については、住宅都市整備公団の接続工事の実施後でございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたしたいと思っております。

議長（巴里英一君） 理事者、答弁を求めます。山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員御質問の砂川樫井線についての交通安全、特に迷惑駐車御指摘がございました。これについてお答えさせていただきたいと思っております。

砂川樫井線の一丘団地内につきましては、既に暫定供用しておるところでございます。一部工事が未竣工の部分がございます。これによって変則的な交通の体系となっておるところがございますので、これがかえって迷惑駐車などを誘導するのではないかなというふうに思っているところがございます。

砂川樫井線につきましては、もう既に二十数年間事業に着手いたしております。事業費も14億程度の投入をいたしておるところでございます。今後、まだ26億以上の事業費を要するわけでございますが、この道路の1年でも2年でも早い完工を目指しておりますので、これによって迷惑駐車など住民の方に御迷惑になるような部分については、解消するのではないかと思っております。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 一丘団地駐車場増設について御答弁申し上げます。

一丘団地駐車場増設につきましては、一丘老人集会場横の空き地を駐車

場用地として、住宅都市整備公団と種々協議を重ねてまいりました結果、駐車場としての整備及び管理運営につきましては、住宅都市整備公団が行うことで協議が調ったところでございます。

これからにつきましては、整備を行うための民地との境界線の位置確認を残すのみとなっております、今年度中には住宅都市整備公団において建設できる運びとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 何分までですか。

議長（巴里英一君） 48分ですね。

14番（成田政彦君） そうしましたら、私は同和教育についてお伺いしたいと思います。

御存じのように同和教育について、同和教育が始まって既に——ここに配られた、6月議会で私は鳴滝第一小学校の生き生き鳴滝、好き好き鳴滝、地域学習部落問題学習公開研究会、この問題についての独特の教育理論について取り上げました。ここに書かれてる、6ページの「解放教育のあゆみ」、この中にこの人たちが書いている「解放教育のあゆみ」によれば、1968年に同和主担が配置され、市同和教育研究会が発足すると。そういうことになりますと、今日30年間、同和教育、途中解放教育という名のもとに教育が変わってくるんですけど、この間、私が先ほど指摘しましたように、長期欠席児童、不就学の問題、それから高校進学率の問題、こういう問題は当時に比べたら格段の変化を見、そしてこれは解決の方向に向かっております。

そういう観点に立つならば、今日鳴滝の同和指定校で行われてる教育そのものは、まずハードのいわゆる同和事業そのものも国では廃止の方向に向かっております。そういう中で、今日なお差別される者、差別する者、そういう極端な教育が正しいのかどうか。私は、その点が今日の同和教育の根幹にある問題だろうと思います。

それで、これは事実がどうかという問題について、私はもう一遍聞きたいんですけど、6月の議会で石野課長は私の質問に対して、「まず最初に解放教育という文言でございます。解放教育、これについて教育委員会では同和教育と同義語というふうにとらえております。」、こういう答弁がありました。



私はここで伺いたします。解放教育すなわち同和教育、同義語だという立場をはっきりとあなたは申し上げてますので、鳴滝第一小学校の「教育のあゆみ」は、まず1ページの鳴一小的解放教育のあゆみから始まり、1年生から6年生の教育方針がここに貫かれております。この教育方針は、私はまず先ほど西坂指導部長がおっしゃいましたけど、憲法、教育基本法にとってどうかという立場であります。もちろん、教育というのは公正、厳正、中立、不偏不党でなければなりません。

そういう立場に立って、この鳴滝第一小学校のいわゆる本校の教育、教育基本法にとってどんな立場か、私は聞きたいと思います。解放の学力、差別の科学的認識を基礎にした高い知的能力、みずからの社会的立場を理解し、差別を見抜き、差別と闘い、豊かな感性を持つ子供たち、これをもとにこの文章の中にはすべてその観点が貫かれております。

まず第1に、小学校の3年、6年生の中には、ここには明確に運動論が持ち込まれています。6年生の最終の立場、102ページ、6年生のここにはこういうふう書いております。75ページ、13、一人一人を大切に政治、解放子ども会中学部へ、解放子ども会指導員、今までの学習を振り返り、ともに支え合う仲間としてここから進んでいく方向を教える。

私は教育基本法の立場から、解放子ども会に鳴滝第一小学校の子供たちが最終的目標として、こういうふうな教育理念を掲げておるといことは、まさに私は驚愕——こういう教育は果たしてあっていいんだろうかという立場であります。だから解放子ども会というのは、一体どういう、だれが指導している解放子ども会なのか。

それからもう1つ、この間の最後に僕は質問したんですけど、時間がありませんでしたので、新転任研修会でことし来られた人の資料を要求したところによりますと、平成10年は河部さんとなって、地域青年、地区フィールドワークということになってます。平成8年浦川さん、平成9年橋本さんと、これは肩書がきっちり出ております。なぜ地域青年がこういう教職員の研修会にこういう立場で来られるのか。まず、この人の肩書と、なぜ教育委員会はこれを選んだのか。

それからもう1つ、生き生き鳴滝、好き好き鳴滝、地域学習部落問題学習公開研究会で、これは私の知り合いがそのときの現場を写真で撮ったものでありますけど、鳴滝支部の河部さんの話ということによって、鳴滝第

—小学校の教室にこういうのが堂々と張られとると。これ、教育長に見せますわ。こういうものがきちっと張られとると。

〔成田政彦君、赤井教育長に写真を見せる〕

議長（巴里英一君） 成田君、資料の場合は許可を得てください。

14番（成田政彦君） 議長済みません、先渡しまして。

教育委員会に、鳴滝支部というのは何の鳴滝支部か教えていただきたいんですけど、僕は特定の団体、そういう人たちの運動そのものは、別にそれはそれでみんなやってるんですから、それは外でやることは自由であります。しかし、こと公教育に関する問題は、これは重大な問題であります。私はそれを問題にしとるんです。

だから、学校の現場でまず1つ、この新転任教員の問題と、それから教室内で開かれた鳴滝支部の河部さんをどうして選んだのか、そういう点を教育委員会からひとつ理由をお伺いしたいと思います。

それから、もう1つなんですけど、これはことしの5月に行われた新転任研修フィールドワークの資料で、教育委員会の名で配られとるんですよ、これ。その中で、市営住宅宮本団地のことを解放住宅、それから市営前畑住宅のことを解放住宅、こういう名前で印刷されとるんですわ。

これ、建築課に聞くんですよ。我が市には解放住宅というものが公式に存在しとるのか、これもお伺いしたいと思います。これは先生たちにそういう教え方、教育委員会の名で解放住宅ですよという教え方を公文書で——これは公文書ですな。だから、市に解放住宅というのがあるのかどうか、それもお伺いします。

以上です。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） まず新転任者研の講師のことですが、6月の議会のときも述べさせていただきました。私たち教育委員会として、教職員研修をいろいろ開催しております。その研修1つ1つの講師を選定する場合に、できるだけ内容が充実するように、効果が上がるようにということで選定をしまっております。

今回、河部さんをお願いしたのは、前回も言いましたように、地域で生まれ地域で育った、地域をよく知った青年であるということで、お願いをしたところでございます。

それから、先ほどの資料の中に解放住宅という言葉があるということですが、点検をしました。2カ所ございます。これは今後検討していこうということになっておるんですが、泉南市史の940ページに、昭和41年にこういうものができたというところがございましたので、これを引用させていただきました。今後については検討してまいりたい、このように思っております。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 教室になぜ鳴滝支部河部さんのあれが張られとるか、それも聞いとるでしょう、僕。鳴滝支部と書いてあるんやで、鳴滝支部と。地域青年違うで。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 現在の教育の中で、地域から学ぶということを中心に置いております。地域の教育力をいただく、あるいは地域に開かれた学校、学校からの発信という言葉もこの前言わしていただきました。そういう中で、地域で活動している、活躍している方々のそういう力をいただくということの1ページであろうというようにとらえております。

〔成田政彦君「まだ答えてないよ」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 解放子ども会、これ答えなさいよ、そうしたら。小学校6年生のところに、最終的な教育成果として、鳴滝第一小学校の子供たちを解放子ども会中学部にと書いてあるでしょう、ここに。これはどういうことですか。堂々と書いてあるやん。

議長（巴里英一君） 理事者、答弁。西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 子ども会活動は、市立の青少年センターを活動拠点とし、市職員がその運営に当たる組織であり、子供たちの放課後の自主的活動を促進することを目的としておりまして、その運営につきましては、青少年センター運営委員会に諮って泉南市教育委員会が行っているところでございます。学校教育とは離れた場所での活動でございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） あのな、ごまかしたらあかんで。鳴滝支部の河部さんというのは、どこの鳴滝支部ですか、これ。鳴滝支部というのはどこの鳴滝支部ですかと、僕は聞いとるんですよ。河部さんがそこで何を語った

のか。運動論を語ったのか。ここにも書いてありますからな、いろいろと。

私はそれは後でまた取り上げますけど、それともう1つ、解放子ども会、これは大変なことなんや。学校、公務の中で毎年の社会科の年間計画の中で、公教育の中で、こういう——もっと書いてある。学年目標、6年社会科計画、部落問題学習、歴史学習を通して部落差別を初めとした差別の仕組みを理解し、解放への自覚を高める云々と書いてあるんですわ、これ。それで最終的には、一人一人を大切に政治、解放子ども会中学部と、こう書いてあるんですわ。だから、解放子ども会というのはどういう団体に属する子ども会ですか。これは官制の子ども会ですか、地域の。それも教えてくださいよ。子ども会というのは、官制の子ども会——例えば一丘区子ども会とかあります。また民間の団体、いろいろあると思います。この解放子ども会というのは、どういう子ども会ですか。

議長（巴里英一君） 理事者、答弁求めます。赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 社会科のことが取り上げられておるわけでございますが、もちろん学校が教育課程を編成をいたしますのには、学校が主体的にこれをつくっていくわけでございます。社会科の中身につきましては、例えば3年生の社会科の——もちろんこの教育課程の編成に当たりましては、学習指導要領に従いまして、また教科書に準拠した上での教育課程というのを編成するわけでございますが、3年生の社会科について例を挙げますと、その目標の中に地域における社会的事象を具体的に観察し、云々とあります。（成田政彦君「時間ないねん。そんなことを聞いてないねん。議長、議長」と呼ぶ）地域社会の云々とありまして、地域社会の社会的事象の特色を考えるようにするという目標が1つはあります。それから、もう1つが地域社会の成員としての自覚を育てるということもあります。

それから内容的に見ますと、5つありますけれども、最後の5番目に、自分たちの市、町、村を中心にした地域の人々の生活について、家屋や道具、交通などの移り変わりを中心とした年表をつくったりして——この後ですが、地域の人々の生活は、およそ100年くらいの間に大きく変わってきたことを理解できるようにするとともに、地域の文化云々というのがあるわけでございます。（成田政彦君「もういい、もういい」と呼ぶ）

そういう意味で、地域との連携あるいは授業といいますか、行事といいますか、そういったことに子供たちがかかわっていくということの中で、

そういったことがあるわけでございます。御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私はそういうことを聞いとるんじゃないんですわ。今日の鳴滝第一小学校の教育の中に、もうきちっとそういう解放子ども会に入ると。その解放子ども会の中身は何ですか、どんな団体ですか、それから鳴滝支部、河部さんとはどんな人ですか、どういう基準で呼んだんですか、私はそのことを聞いとるんですよ。

西坂さんがさっき言うたでしょう。教育基本法第10条教育行政、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」、こういうふうに書いてあるんだ、ちゃんと。だから私は聞いとるんですよ、重大な問題として。答弁ははっきりしなさいよ。

私は、ここに資料として部落解放同盟55大会の資料があります。解放同盟に対して、私は運動団体ですから別にそのことは言いませんけど、この中の一部に、55大会の大会報告書なんですけど、この一部に、子ども会、中友、高校、大友活動など地域の教育力を強化します、また全奨運営の高校生の参加を拡大しますと。私は、これは別にこういうふうに書いてあるんですけど、この解放子ども会とちょっと重なるような気がするんですよ。だから僕は聞いたかったですわ、それを。解放子ども会に中学生の最後、卒業したら入るんやと。さっき言ったように、教育基本法で不偏不党に屈することなく中立公正でなければならない。

解放運動にはいろんな団体があります。これは確かです。しかし、1つ、私は教育というのは、子供たちにとって自主性、不偏不党の立場で行うべきだと思いますよ。だから、僕3点を質問してます、あなたらに。回答不能ですか。今、回答不能ですよ、あなた、西坂さん。回答不能ですよ。全く答えてない。認めたのか。聞きますわ、もう一遍。イエスかノーかですわ、これは。認めたのか。解放子ども会とはどんな団体なのか、鳴滝支部河部さんはどんな理由で呼んだのか。鳴滝支部の名前は出てませんけどね。答えなさいよ、それ。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育の中立性については、保っているつもり

でございます。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 議長、これは答弁不能ですわ。全く答えてないですわ。答えてないでしょう、何も。そんな質問できませんで、そんな答弁では。

なぜ、鳴滝支部河部さんを鳴滝第一小学校の研究集会に呼んだのか、その理由。どこの支部かどうかわかりませんが。それから、解放子ども会の6年生の——最終的にこれは解放子ども会とはどんな団体なのかと。私はそれを言うとするんですよ。教育基本法にのっとって、不偏不党の立場から。あなたは何も回答しないでしょう。

議長（巴里英一君） 中野同和教育課長。

教育指導部同和教育課長（中野辰弘君） 失礼します。先ほどからの御質問に答弁させていただきます。

解放子ども会のことが論点になっているようですけれども、それから河部さんが一小に来られたと。そのことが論点になっているようですけれども、私どもの認識としましては、先ほど部長の答弁にもありましたように、地域の人々のいろいろな知識、思い、これは同推校に限らず、一般校においてもそうですけれども、地域の人々の考え、思い、それに沿った教育をすると、そういう一環で河部さんに来ていただいた、そんなふうに把握しております。

以上です。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） あなたは教育行政に携わって何年やるとるんですか。教育委員会はどういう立場ですか。「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」。特定の団体の運動論を一教室で述べるためにあるのか。私はそうではないと心配して聞いとるねん、鳴滝支部とはどんな団体やって。物すごい心配してるんや、特定の子供たちの。僕はよくね、子供たちというのは真っ白な心なんですわ。よく先生に聞くと、子供たちに教えたなら、恐ろしいほどずうっと先生のやつがもう抵抗なしに入っていくと。教師というのは、非常にそういう点では誇りも持つけど、やっぱり真理に基づいてきちっとやらなきゃならないと。教師というのは、そういう点では

すばらしいものを持つとるんですわ。真理を教える、そのことが子供たちに伝わる、これはもう僕は教師としてのこの上ない役割だと思っただけですけど、私は真理を教えるとはどういうことやろ。教えるとは希望を語ることでしょ。

これは大阪府教委も指摘をしとるんですけど、現在の同和教育のあり方について、府教委でもこういうことを言っただけですわ。指摘しとるんですわ。府教委の指摘でね、1992年4月「同和教育の現状と課題」のところで、過去の過酷な身分差別だけを児童・生徒に印象づけることになり、差別現象、事象を誘発しかねないと。これは大阪府教委が言うただけですよ。これを踏まえて、もう一遍——あなたは答えてない。何1つ答えてない。もう一遍答えなさいよ。運動団体、きちっと名前と、答えなさいよ。何も答えてないですよ、教育委員会。

議長（巴里英一君） 理事者、再度答弁を求めます。赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 先ほど来、教育基本法の第10条についてのお話ありがとうございましたけれども、教育基本法の第1条は……（成田政彦君「いや、そんなん聞いてない。時間ない。もうあと7分しかない」と呼ぶ）1条と2条との関係につきましても、非常にいろいろ議論のあるところでございますけれども、教育は不当な支配に屈することなくという、いわゆる教育の中立性を言ってるわけですけれども、学校における教師の主体的といえますか、自主的な教育活動というのは、教育効果を十分上げていくためには必要なことでございます。その意味におきまして、第2項の方は、行政としてはそれに対するいわゆる整備充実するという、環境整備という部分でのかわりだというふうに私は解釈をしています。

したがって、もちろん教育の内容、本質にかかわる部分について、我々は指導、助言をしていく必要がありますけれども、教育効果を上げていくためには、学校が主体的に活動をしていくというのが一番大事なところでございますので、そういうところを大事にしているというふうに解釈していただけたらと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 全く答えてないでしょう。全く答えてないでしょう。

議長（巴里英一君） 中野同和教育課長。

教育指導部同和教育課長（中野辰弘君） 聞き取りについて少し説明さして  
いただきたいと思いますけれども、学習指導要領においては、社会の変  
化に主体的に対応する能力の育成が重視されています。各学校においても、  
児童・生徒みずからの課題を書物とか聞き取りなどを通じてみずからの力  
で解決すると、問題解決学習と言いますけれども、そういうことに重点を  
置いた指導を各学校においては展開しています。鳴滝第一小学校において  
も、この視点に立って、地域の人々からいろんな聞き取りをする、その中  
で子供一人一人が持っている自分の課題を解決すると、そういう方向での  
教育の一環、そんなふうなとらえ方をしております。

議長（巴里英一君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、あなたから教育のことを、教育基本法に教育  
とはどうあるか、平和をとうとび、自主性を重んじ理解する、日本国民と  
して教育をしていくと、これはもう教育基本法に貫かれておりますわ。私  
は、そういうことが実践されとるかどうかと聞いとるんですわ、実際の  
中身は。そうでしょう。もうあと8分しかないですけどね。

しかし、ここには差別される者、差別する者、ここに書かれとるん  
ですわ。立場宣言なんていうのは、どこでこんな教育があるんですか、公教育  
の中で。それから、解放運動から学ぶことが必要である、こんなことは、  
解放運動から何を学ばんですか。どこの解放運動ですか。

泉南市立鳴滝第一小学校は、市民の税金で賄われてる公の小学校であり  
ます。すべての鳴滝地域の子供たちに負託されとるんです、教育というの  
は。一特定団体の解放運動に教師が学ぶというのは、これはどういうこと  
ですか。解放運動から学んで、立場宣言し、そのことが差別の解消につな  
がるという、こういうことなんですか。そういうことなんですか、これ。

だから、あなた方は解放子ども会についても言えないし、鳴滝支部河部  
さんについても言えないし、新転任研修会の中身も言えないし、隠し通す  
んですか。どだい、こんな教育がまかり通るといふことがおかしいんじや  
ないですか。例えば、一丘小学校に特定の団体とかそんなもんありません  
よ、そんなことは。教育基本法にのっとして、きちっとやられとるん  
ですよ。なぜ、この地域だけが地区外、地区内、垣根を設けるんですか。答  
えなさいよ。すべてに集約される運動論と——私はね、貫徹されとるん  
ですわ、それは。だから、解放子ども会の問題、鳴滝支部河部さんの問題、そ



これは学校が特定団体の人をどういうふうにしたのか知らないけど、教育基本法を知ってるかどうか知らないですけど。ちょっとあと4分しかないんですわ。今、答弁不能に陥ってますからね。答えてないですよ。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいま立場宣言のことが出ましたが、そのことにつきましては、自分の生活を語る立場宣言は、周りからの強制でなく、学習の高まりの中で子供が自主的に行うものであると。また、その際には保護者の同意も得て行っております。自分の生まれた場所、自分の生活に誇りを持つことは当然のことであり、誇りを持ってない状況こそ問題であると考えております。実際の中身としては、お互いに気持ちなどを語り合う中で、自分自身のことを語って知ってもらい、仲間のことを知っていく、そのことによって連携をしていくということでやっております。

また、先ほどの解放運動から学ぶことというわけですが、やはり、しんどい、つらい立場の中から頑張って自分の生活を見、自分たちの力で頑張って活動すると、こういうことについては、十分我々も学ぶべきことであろうということでございます。

以上、よろしくお願いたします。

〔成田政彦君「議長、あと何分ですか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 成田君。あと2分です。

14番（成田政彦君） 私は立場宣言については、これは自由であると思えますよ、立場宣言するかどうかは。これは本人の思想、信条の自由ですわ。しかし、これを立場宣言させることが1つの運動理論なんだ、これが。わかってんのか。立場宣言させるなんていうのは、特定の団体理論の1つなんや、これが。ほかの教育でこんなありますか、そんなこと、公教育の場で。あなたは百姓の出ですか、百姓宣言しなさい、こんなこと一般校で言いますか。言わないでしょう、そんなこと。私は貴族の出です、こんなことを言うか。そんなこと言わないでしょう。

その立場宣言することが1つの運動理論の、こういう教育をやるということを指摘してるんですわ。私はこれが今の——あなた方は運動団体の名前も言わないし、中身も語らないということになると、教育委員会がもう既に一体化してこういう解放教育を押し進めると。これはもう鳴滝第一だけでなく、鳴一、泉中、そしてすべての一般校にも同和教育と称し

て、こういう1つの流れを教育委員会組織そのものが一体化してやっとなと断ぜざるを得ないですよ、これは、何も答えないとなると。こんな教育あっていいですか。

私は、もう時間ないんですけど、今日教育委員会は同和教育については何1つ私の指摘に対して答えてない。そして、運動団体の問題についても何1つしゃべらない。何かあるんですか、そこには。そう思わざるを得ないですわ。私は非常に同和教育に危惧を持ちます。今日、このような教育が行われたらどうなるんだと。私は、議員というより一市民として、泉南市教育委員会の同和教育イコール解放教育が今日どんな段階にあるか、あなた方の今の態度ですべてですわ。そうじゃないですか、もう一遍答えなさいよ。

議長（巴里英一君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 立場宣言については強制はしておりません。

今の学校の荒れの中で、自分たちが自分の持っているもの、自分のいろいろな苦しみを分かち合う中で、みんなの前で発表する中で、つながりを持って学校が立ち直っていったというところもたくさんございます。

それともう1点、部落差別をなくするということが最終目的でありまして、これは皆さん一緒だと思います。ただ、そこに行き着くまでのやり方に相違があるということのように取っております。

議長（巴里英一君） 以上で成田議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は、明25日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会といたします。御苦労さまでございました。

午後4時48分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

上 野 健 二

大阪府泉南市議会議員

重 里 勉